

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 13 回遵守委員会会合報告書

2018 年 10 月 11-13 日
ニューカレドニア、ヌメア

第 13 回遵守委員会会合
2018 年 10 月 11－13 日
ニューカレドニア、ヌメア

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長であるフランク・ミーア氏が会合を開会し、参加者を歓迎するとともに、会合の主催国として会場を提供した欧州連合（EU）に対する感謝を表明した。
2. 議長は、本会合は多数の議題を有する多忙な会議であること、及びこのことにより事務局に非常に多くの作業量を課すこととなり、故に事務局が一部の文書を期限までに提出することが困難となった点に留意した。
3. メンバー及びオブザーバーは、会合に対してそれぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

4. 一部の議題項目については議題上とは異なる順序で検討することに留意しつつ、議題が別紙 2 のとおり採択された。
5. 会合に提出された文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

6. 事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

2.1. 事務局からの報告

7. 事務局は、メンバーによる CCSBT 管理措置の遵守状況を総括した文書 CCSBT-CC/1804/04 を説明した。ここで取り上げられた主な分野は以下のとおりである。
 - 引き続き、船舶及び CDS 文書を確認する権限を付与された確認者が遡及的に許可されるケースがあった。
 - 定期的に SBT を輸入している韓国は、一部の 2017 年輸入 CDS 様式の写しを提出することができなかった。
 - 南アフリカに関して、2017 年中、様式の提出遅延、様式の不提出、提出された様式の記入内容及び標識データ提出時に見られる

複数の問題、旧バージョンの CDS 様式の使用、月別漁獲報告や CDS データ及び船団別漁獲量データといった異なるデータセット間における不調和など、漁獲証明制度に関して多数の問題があった。

- CCSBT における港内検査の最低基準に関する決議について様々な非遵守事例があった。例えば、インドネシア及び日本は 2017 年 1 月 30 日までに提出する必要があった全ての情報を提出しておらず、またいずれのメンバーも義務付けられた港内検査を実施していないようであり、また事務局が受領した港内検査報告書は概して提出期限内までには提出されなかった。
8. 事務局文書で提起された問題に対する対応は以下のとおりである。
- CDS は新メンバーにとっては実施が難しい可能性があることが留意され、この文脈において、ニュージーランド及びオーストラリアの両国は南アフリカに対し、南アフリカが困難と感じている CDS 上の問題についての支援を申し出た。また、不完全かつ不正確な CDS 文書がコンプライアンス・マネージャーの作業量に負の影響を及ぼしていることが留意された。
 - 南アフリカは、同国の CDS 文書の不調和といった問題を解決するべく作業中であると述べた。この目的を達成するため、南アフリカは CDS データの入力のための電子データベースを開発したところであり、これにより将来における問題の大部分は解決する見込みであるとした。また南アフリカは、同国への国別配分量の増加に伴う CDS 文書数の増加による作業量の問題を克服するため、CDS 文書の確認を行う公務員を増員した。
 - インドネシアは、総トン数 30 トン以上の船舶に対する電子ログブックの導入を開始する予定であり、これにより同国漁船の漁獲量及び漁獲努力量データの質及び利用可能性が改善するはずであると述べた。またインドネシアは、寄港国措置について、同国における寄港国措置の実施に関する国内法が最終化されるまではインドネシアにおいて外国漁船が漁獲物の水揚げを行うことは許可されないと述べた。
 - 日本は、FAO の寄港国措置の実施に向けて作業中であり、同作業の完了後に CCSBT の港内検査に関する最低基準の実施に関する作業を開始する予定であるところ、当該作業の完了後、事務局に対して外国漁船による水揚げに関する指定港及びこれらの港に関する連絡先について通知する予定であるとした。
 - 日本は、国／漁業主体によって CDS 文書の確認の権限を付与された漁業者、蓄養業者及び輸出業者に関して、これらの者による CDS 決議及びその記入要領に対する理解不足に起因する基本的な間違いが引き続き発生していることから、こうした者による CDS の確認の信頼性に対する懸念を表明した。

9. 措置の遵守状況に関する事務局文書は、メンバーが CCSBT の「みなみぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議」を全面的に遵守しているのかどうかを明確にしていないことが指摘された。将来的には、当該文書において投棄量、遊漁漁獲量及びその他の SBT 死亡要因に関するメンバーからの報告の欠如についても検討することが提案された。

2.2. メンバーからの年次報告

10. メンバーは、CC に対するそれぞれの年次報告書の概要を述べるとともに、管理制度の改善点、直近の漁獲量、オブザーバーカバー率、帰属漁獲量、電子モニタリング、生態学的関連種 (ERS) の混獲及びその他の重要な課題など、それぞれの報告書における重要なポイントを述べた。
11. 会合前に提出された年次報告書の内容に関して、明確化のための質問を含む議論が交わされた。報告された事項における重要なポイント及びそれに関する議論は以下の記述のとおりである。
12. 遊漁及び沿岸零細漁船団による SBT 死亡量に関して、
 - オーストラリアは、遊漁漁獲量について考慮するために同国の国別配分量のうち 250 トンを留保していること、及び遊漁漁獲量調査が翌月より開始予定であることを述べた。同国は、当該調査の最終化後に遊漁セクターにおける死亡量の推定値を改めてレビューする予定である。
 - インドネシアは、同国の沿岸零細漁業による漁獲量は同国の CDS の中に含まれていることを明確化した。同国は未考慮の SBT 死亡量の可能性について調査を行ったが、これまでの所、はえ縄漁業以外の要因は確認されていないとした。
 - ニュージーランドは、新たに形成されつつある SBT を対象とした遊漁は、沿岸に非常に近い所で SBT に容易にアクセスできることが原因となっている可能性が高いと述べた。速報によれば、2018 年の遊漁は 2017 年程には成功を収めていないようであるとした。
 - 日本は、ポップアップ・アーカイバルタグ調査から得たデータに基づき、9% という活魚放流の死亡率は妥当と考えている旨を明確化した。
13. オブザーバーカバー率に関する議論において、
 - オーストラリアは、はえ縄漁業に対するオブザーバーカバー率は全て電子モニタリングに由来するものであるが、オーストラリアの全漁獲量の 10% 以上は人間のオブザーバーにより監視されていることを明確化した。
 - 一部のメンバーは、CCSBT においては人間のオブザーバーを電子モニタリングに置き換えることに対する合意はないことを指摘した。

- インドネシアは、同国としてオブザーバーカバー率を向上させることを望んでおり、電子モニタリングについてより学びたいと述べた。
- 日本は、現時点では電子モニタリングを活用する計画はないこと、及び本件に関する WCPFC での検討の結果を待っていることを述べた。
- 日本は、現時点では魚種や魚のサイズを自動的に判別できるような電子モニタリングは存在しておらず、また現状ではこれにかかる費用が高額すぎると述べた。

14. ERS の混獲に関して、

- EU は、漁業が行われる海域に責任を有する関連 RFMO における ERS 相互作用の報告に関する規則を遵守していると述べた。
- インドネシアは、ERS の保護を目的として他 RFMO (IOTC 及び WCPFC) が採択している現行の法的拘束力のある、及び任意のあらゆる措置を遵守していることを明確化した。年次報告書テンプレートにおける関連する質問項目の読み方及び回答にミス/誤解があったとした。
- 韓国は、海鳥相互作用の激減は漁場のシフトによるものである可能性があるが、同国科学者による調査結果が出た際に、その要因についてメンバーに共有すると述べた。
- 日本は、海鳥の種組成等に関する報告海鳥捕獲率の変化は同国船団間におけるオブザーバーの配置が原因と考えられると述べた。以前、オブザーバーはアホウドリがより集中する海域に多く配乗されていた。
- ニュージーランドは、捕獲された海鳥の生残率が高かった要因の一つは、漁船への訪問など、安全なリリース及びハンドリングに関する情報を含む ERS アウトリーチ活動であると述べた。
- 出席者の一部は、多数の海鳥相互作用及び死亡に対する懸念を表明した。相互作用があった種には一部の絶滅危惧種が含まれており、ERS への影響及び混獲緩和措置の有効性をより良く評価することができるよう、全メンバーが種レベルで ERS に関する報告を行うこと、どこでいつ混獲緩和措置が使用されたかを知ること、及び ERS 相互作用をログブックデータに記録するよう義務付けることが望ましいとされた。
- 一部のメンバーは、メンバーから報告された海鳥相互作用の数は「観察された」数であって海鳥相互作用全体の推定値ではなく、したがって海鳥相互作用はより深刻な数であると述べた。

15. 一部のメンバーは、洋上オブザーバーカバー率の文脈において、オーストラリアは SBT の蓄養場への移送をモニタリングするためのステレオビデオの導入を全く進めてこなかったとした。オーストラリアは、独立オブザーバーにより全ての移送が監視されていることを明確化した。

16. EUは、グローバル・トレード・アトラスにおいて報告されているスペインからイタリアへの SBT 18 トンの輸出の可能性については調査するが、これは以前にもあったような魚種のコードに起因するものであると考えていると述べた。
17. 台湾は、タスマン海における漁獲努力量を報告しなかったのは同海域では SBT が保持されていないか、又は漁獲対象とされていないためであることを明確化した。台湾は、2017/18年漁期においては漁船が WCPFC 条約水域で SBT を漁獲することを許可しなかった。こうした海域における SBT 漁獲物は全て投棄された。投棄量については算定中であり、翌年により具体的な情報を報告するとした。
18. メンバーは、CC 及び拡大委員会に対する年次報告書においてメンバーが報告することとされている「前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書」を提出してこなかったことが留意された。さらに、CC 10 においてメンバーは国別報告書の当該セクションについてより詳細に報告するようコミットすべきことに合意したが、そのようには対応されてこなかった。洋上転載を行っているメンバーは、ICCAT 及び IOTC 条約水域での洋上転載に関する転載オブザーバーからの報告書を受領していることを確認した。これらのメンバーは、将来の CC/EC に対する年次報告において、転載オブザーバーから報告されたあらゆる不正及びそうした不正に対してとられた対策について報告することに合意した。
19. 南アフリカは、9月14日に Global Trust Certification 社から品質保証レビュー (QAR) 最終報告書を受領したと述べた。QAR により特定された主な弱点及びこれらの弱点に対する南アフリカの当初の対応は以下のとおりである。
 - 新しいサプライヤーから供給された 2016/17年の標識において番号の誤りがあり、国コード及び年が記載されていなかった。南アフリカは、2018年からは一元化 CCSBT 標識を使用することを決定した。
 - 2014/15年において、CDS 文書の確認を行う権限を付与されていない一部の公務員が CDS 文書の確認を行った。この問題を解決すべく、チームに対して CDS 文書の確認を行う任務が課された。
 - 漁獲水揚げシートが不正確に記入されていた。新たに導入された CDS データベースがこの問題の根絶に資する見込みである。
 - 一部期間においてオブザーバー計画が運用されなかった。南アフリカは、オブザーバー費用を漁業許可保持者の負担とする形で許可条件を改正し、カバー率を 5% から 20% に増加させた。
 - 外国漁船は、南アフリカ水域を通過する際は VMS 情報を発信する必要がなかった。これらの船舶に対する VMS データの送信義務が導入される予定である。

- VMS は 24 時間はモニタリングされていなかった。これにかかる費用を検討するべく調査中である。
20. 南アフリカに対する QAR は、以下のような強みについても特定した。
- 漁業権の配分
 - 包括的な漁獲モニタリング制度
 - ライセンスの取消しを含む、違反及び制裁にかかる強力な法的枠組み

2.3. CCSBT 保存管理措置に関する遵守状況の評価

2.3.1. メンバーの遵守状況

21. 会合では、是正措置政策の下に具体的な改善勧告を要するようなメンバーによる非遵守分野は特定されなかった。
22. 議長は、将来的に会合が正式に非遵守分野を特定する際、公式遵守評価プロセスがこれに資する可能性があり、これについては議題項目 6.2 において検討することができると述べた。

2.3.2. 是正措置政策の適用

23. 是正措置政策の適用が必要となる事項は提起されなかった。

議題項目 3. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

24. 事務局は、他の文書では議論されていない CCSBT の主要措置の運用に関する問題点又はアップデート、又は利用可能な補完的情報について報告した文書 CCSBT-CC/1810/06 を発表した。
25. 事務局は、CCSBT の CDS 決議に対する米国の自主的な協力、特に四半期ごとの CDS 情報の継続的な提供について感謝の意を表した。
26. 質問に対し、
- 事務局は、まぐろ類 RFMO 合同の統合許可船舶リスト (CLAV) について、現在の資金が 2019 年 9 月に終了して以降も、資金なしで継続的に CLAV を運用することは可能であると述べた。しかしながら、CLAV のデータの質を現状レベルに維持していくためには毎年 30,000 米ドル程度の新たな資金が必要となる。仮に当該費用を各まぐろ類 RFMO の許可船隻数によって応分した場合、CCSBT の負担は毎年約 2,000 米ドルとなる可能性が高い。
 - オーストラリアは、組織サンプルの遺伝子解析の実施に関するプロセス及び費用の詳細に関する文書を、メンバーに対して休会期間中に提供すると述べた。

27. 事務局は、IMO 船舶識別番号スキームのアップデート及びCCSBT 許可船舶決議改正案に関する文書 CCSBT-CC/1810/07 を発表した。
28. IMO は 2017 年 12 月に、以下を対象に含める形で IMO 船舶識別番号スキームを拡大することに合意した。
 - 船体構造が鋼船又は非鋼船の漁船であって、総トン数 100 トン以上の漁船
 - 総トン数 100 トン未満かつ全長 12 m を下限とする全ての内機船であって、国家管轄外の水域で操業する漁船
29. 事務局は、CCSBT 許可船舶決議パラグラフ 3 に、現行では IMO ナンバーの発行を受けずに自国 EEZ 外で操業することを許可されている、上記 2 つのカテゴリに該当する全ての CCSBT 許可漁船に対して、将来的には IMO 決議ナンバーの発行を受けさせることを義務付ける新たな文言を追加することを提案した。
30. この事務局提案に対して相当の議論が行われた。メンバー及びオブザーバーは、IMO 船舶識別番号スキームのアップデートの一部又は全部を考慮するために CCSBT 許可船舶決議を改正するというコンセプトについては全体的に支持した。しかしながら、特にインドネシアは、IHS Markit が IMO ナンバーの発行のために十分な情報が利用可能となっていないと判断した場合に船舶が IMO ナンバーを受領できない可能性があるとの懸念を示した。
31. 米国は会合に対し、ICCAT が 2013 年に、大規模漁船が IMO ナンバーを受領できなかった場合について、CPC がなぜ当該船舶が IMO ナンバーを取得できなかったのかについての説明を付すことで当該漁船を例外にできる規定を採択したことがあると述べた。また米国は会合に対し、IHS Markit に対して船舶の一括リストを含むエクセルシートを提出することで IHS Markit から IMO ナンバーを一括で受領することができたとの同国の経験について情報提供を行った。このアプローチは IMO ナンバーの適用を簡便化するものであり、また造船所情報といった一部の情報記入欄が空白であっても必ずしも IMO のナンバーの発行の妨げとはならなかった。米国はメンバーに対し、IHS Markit との作業の支援を申し出た。
32. 会合は、CCSBT 許可船舶決議の改正にかかる検討を 2019 年の CC 会合まで延期することに合意した。当面の間、インドネシアは更新された IMO ナンバースキームの要件を履行するべく、同国の全ての許可 CCSBT 漁船に対して IMO のナンバーを得るよう呼びかける。またその他のメンバーは、それぞれの該当船舶に対して IMO ナンバーの取得を呼びかけることを望む可能性がある。

議題項目 4. CCSBT 決議：レビュー及び改正

4.1. 漁獲証明制度 (CDS)

33. 事務局は、2015 年から検討されている CCSBT の CDS 決議改正案に関する文書 CCSBT-CC/1810/08 を説明した。本文書では以下が概説された。
 - CDS 決議改正案の現状に関する概要（詳細は文書 CCSBT-CC/1810/BGD01 のとおり）
 - CC 12 以降、CDS 決議改正案に関する休会期間中の議論が行われたとは承知していないこと
 - 水揚げ重量の確認に関する問題について、CC 会合の前までに韓国から検討結果を接受しなかったこと
34. 議長は、過去 2 年間において CC は CDS 決議改正案を進捗させることがほとんどできておらず、特に CC が eCDS への移行の重要性に合意していることを踏まえれば、これは残念な状況であることを述べた。
35. 会合において検討が行われたものの、いくつかの主要な問題点が未解決のため、メンバーは CDS 決議改正案を最終化することができなかった。特にオーストラリア、日本及びニュージーランドは、確認行為の委任について合意に達することができなかった。
36. 事務局は、CDS 決議改正案に対する韓国の懸念に関して、韓国との間で協議を行った。韓国にとっての主な問題点は、水揚げ重量の確認に関する要件であった。この要件により、確認から日本での製品の輸入許可までに 7-10 日間の遅れが生じ、この遅れは冷凍庫等にかかる業界の負担を増大させることとなる。しかしながら、この遅れに対する解決策を見出すことができれば韓国の懸念の大部分は払拭され、韓国として水揚げ重量の確認も可能となるものと期待している。この点については引き続き韓国政府と業界の間で議論されているところであるが、韓国としては、拡大委員会会合中にこれを確認できることを希望しているとした。
37. また韓国は、新たな CDS 決議の中で、水揚げ重量と推定重量の間における許容可能な不調和に関して数年前に EC が達した合意についても位置付けるよう要請した。
38. 会合は、CDS 決議改正案に関する積残しの課題の解決に向けた作業を行うため、CC 14 の直前に専門作業部会を招集することを勧告した。
39. 米国は、CCSBT の CDS に協力するための同国による継続的な努力（事務局に対する四半期ごとの SBT 輸入に関する報告を含む）について報告した。また米国は、四半期ごとに提出している情報について、新たな電子貿易データシステムにより期待通りの改善が見られて

おり、事務局とともに米国から提出した情報を突合する作業を行うことを楽しみにしていると述べた。

40. メンバーは、CDS に対する米国の継続的な協力に対して感謝の意を表明した。
41. 欧州連合は、SBT を漁獲していないこと、またごく一部の例外を除き SBT の輸入もないことから、CDS についていくらかの懸念を有していると述べた。EU は SBT を取り扱うことがほとんどないため、漁業者に対して CDS を遵守させる（例えば有効な標識を携行させる）ことは難しく、SBT の報告に伴う複雑さを回避するべく漁労長が報告を行わないという状況を誘引する恐れがある。この観点から、EU はメンバーに対し、SBT の漁獲が非常に少ないメンバー向けに要件を単純化した CDS について検討するよう要請した。また EU は、少量の SBT の稀な輸入を検知することは困難である可能性があるとして述べた。このことについて、EU は、仮にメンバーが EU に対して SBT が輸出されたことを認識した場合、EU が確実に必要な CDS 文書を収集して事務局に報告することができるよう、その事実を EU に対して通知するよう要請した。
42. 日本は EU の懸念を評価するとともに、単純化した CDS 要件は中国のような非メンバー市場国から CDS に関する協力を得る上でも有益である可能性があるとして述べた。

4.2. 船舶監視システム (VMS) 決議

43. 事務局は、CCSBT の現行の VMS 取決めにおける情報ギャップに関する文書 CCSBT-CC/1810/09 を説明した。
44. 第一に、事務局は IOTC が現在実施している VMS コンサルタントによる作業の関連部分の現状について報告した。コンサルタントによる報告書は、まず 2019 年 2 月に開催される IOTC の保存管理措置の実施に関する作業部会 (WPICMM) に対して提示された後、2019 年 6 月頃開催予定の IOTC 遵守委員会／委員会において、WPICMM からの勧告とともに検討されることとなっている。
45. 上述の点に続き、事務局は、事務局が特定した VMS 情報のギャップ／情報ギャップとなり得る点の概要を説明した。説明を容易にするため、これらの点を以下 2 つの主要カテゴリに分けた。
 - 技術上の VMS 情報ギャップ
 - よりハイレベルでの VMS 情報ギャップ
46. 会合は、CCSBT の VMS 決議の改正を検討する前に、まずは IOTC による VMS コンサルタント業務の結果及び同委員会の VMS に関する WPICMM の勧告を待つべきであることに合意した。これにより、2019 年の CC に対しては CCSBT の VMS に関する実質的な文書を提出することができなくなるため、VMS に関して CCSBT が予定してい

る作業は1年間遅れることが留意された。その代わりに、2019年のCC会合に対しては、IOTCにより実施された作業を考慮して、事務局が今時会合に提出した文書をやや拡大したバージョンが提出される予定である。

47. さらに会合は、2019年から実施することができるよう、議題項目5.6において、年次報告書テンプレートのVMS関連部分の修正案を検討することに合意した。

4.3. 港内検査の最低基準に関する決議

48. 事務局は、以下の事項に関する文書CCSBT-CC/1810/10を説明した。
 - CCSBTの港内検査の最低基準に関する決議のレビュー（港内検査の実施レベルを「少なくとも5%」から「少なくとも20%」に引き上げる提案、及びその他の微修正を含む）
 - 決議別添B（検査報告書）に海鳥混獲緩和措置の使用及び遵守状況をモニタリングするための新たな記入欄を含める提案にかかる検討

港内検査決議のレビュー

49. メンバーは、港内検査が重要であることには合意したものの、一部のメンバーは5%から20%に移行するのは増加幅が大きすぎると考えており、これを支持しなかった。韓国は少なくとも10%まで増加させることを提案し、一部のメンバーはこれを支持した。一部のメンバーは、現行の5%水準を維持することを求めた。

転載の監視及び海鳥混獲緩和措置に関する情報

50. CC12による要請を受け、事務局は、IOTCが海鳥混獲緩和措置の使用状況に関する情報を収集するために洋上転載オブザーバーの活用を試みているのかどうかを確認するため、IOTC事務局と連絡をとった。IOTCは以下のとおり述べた。
 - IOTCの転載オブザーバーは、現在、海鳥混獲緩和措置の使用状況に関する情報は収集していない。
 - IOTCは、転載の請負業者／オブザーバーに対し、海鳥混獲緩和措置の検査／監視を実施するよう要請する予定はない。このことは、現在の契約／決議の下で定義された責任の範囲にはない。
51. 【事務局注: 文書CCSBT-CC/1810/Info01はEC25会合において撤回されたことに伴い、本パラグラフは無効となっており、将来における参照の対象とはなりません。】バードライフ・インターナショナル（以下「バードライフ」という）は、「転載オブザーバー - 公海まぐろはえ縄漁船における海鳥混獲緩和措置の使用状況を理解するためのツール」と題する文書CCSBT-CC/1810/Info01を発表した。この情報提供文書で提示したパイロット研究では、海鳥混獲緩和のための保存措置の遵守状況を確認するためにRFMOが転載オブザーバー（オブザー

バーが撮影した写真を含む) を活用する機会があることを示している。本研究の結果は、研究対象となった船舶による効果的な海鳥混獲緩和措置の使用は低水準であったことを示唆している。

52. 【事務局注: 文書 CCSBT-CC/1810/Info01 は EC 25 会合において撤回されたことに伴い、本パラグラフは無効となっており、将来における参照の対象とはなりません。】一部のメンバーは、旗国による特別な許可がない限りは第三者による使用が許可されることはあり得ないログブックデータが本研究で使用されていることに強い懸念を表明した。バードライフは、IOTC の全メンバーによる合意の下に、IOTC から全ての必要な許可を得ている旨を明確化した。バードライフは、この目的のためにそのようなデータを利用可能とすることを提案しているのではなく、RFMO が使用を検討できるツールとなり得るということを提案しているのと明確化した。日本は、どのようにして、またどのような条件の下にバードライフが IOTC から個々のログブックデータを得ることができたのかについて疑義を呈するとともに、この疑問が解消されない限り、本件についてさらに検討を進めることはできないと述べた。

効果的な海鳥混獲緩和措置のモニタリングを可能とするための決議別添 B 修正案

53. バードライフは、港内検査を通じた海鳥混獲緩和措置の遵守状況のモニタリングに関する文書 CCSBT-CC/1810/Info02 を説明した。本文書では、海鳥混獲緩和措置のモニタリングのため、港内検査報告書の様式に追加する 6 つのデータ記入欄、コメント記入欄及び注記セクション（港内検査官による遵守状況の判断に資するための要素に関する指針を示すもの）を提案した。
54. メンバーは、別添 B の修正案に関して相当の議論を行った。様式及び海鳥の混獲緩和に関して収集されるべき情報の詳細に関して異なる見解が示された。議論の開始点であって将来的に修正されるべきものであることに留意しつつ、合意された妥協案は別紙 4 のとおりである。

議題項目 5. CCSBT の計画、政策及び取決めにに関するレビュー、改正及び中間報告

5.1. 遵守計画

55. The Secretariat provided a proposed draft revised Compliance Plan. The revisions included:

事務局は、以下の修正点を含む遵守計画修正案を提示した。

- 2015 年の戦略計画において為されたアップデートを反映するため、計画本文をアップデートすること

- 別添 1 の第 1 ページにおける遵守リスク一覧に、新たに 2 つのリスクを追加すること
56. 追加された新たな 2 つのリスクは以下のとおりである。
- 機密上の制約及び／又は関連するデータ交換／協力協定がないことによる、一部の RFMO との関連する遵守情報の相互共有にかかる限定的な能力
 - 法的拘束力のある及び勧告されている ERS 措置に関する船団の遵守状況にかかる限定的な情報
57. 会合は、計画本文にいくつかの追加的な微修正を施した上で、別紙 5 の改定遵守計画に合意した。

5.2. CPG 1 : 最低履行要件 (MPR)

58. 会合は、わずかな微修正を加えて改定最低履行要件 (MPR) に合意した。
59. 合意された改定 MPR は別紙 6 のとおりである。

5.3. CPG 3 : 是正措置政策

60. 事務局は、CCSBT 是正措置政策 (CPG 3) の改正案に関する文書 CCSBT-CC/1810/13 を説明した。
61. 改正案は、戦略計画及び繰越し決議の文言のアップデートを反映するとともに、政策のレビュー期間及び公開されるべき非遵守事例の範囲をアップデートするものであった。
62. 会合は、政策にさらなる修正を施し、仮に CCSBT が将来的に公式化された遵守評価プロセスを策定するのであれば、小項目 5 (公表 - 2 ポツ目) に関して合意された文言を再検討するのが妥当と考えられることに留意した。
63. 会合は、別紙 7 の改定是正措置政策に合意した。

5.4. CPG 4 : MCS に関する情報収集及び共有

64. 事務局は、CCSBT の MCS 情報の収集及び共有政策の改正案に関する文書 CCSBT-CC/1810/14 を説明した。
65. 主な改正点は、沿岸国及び市場国への言及の追加、必要に応じて「メンバー」を「関連するメンバー」に置き換えること、及び附属書 1 : MCS 情報の機密保持及び利用に関するガイドラインの追加であった。
66. いくつかの議論及びさらなる修正の後、会合は、別紙 8 の改正 MCS の情報の収集及び共有政策に合意した。

5.5. 品質保証レビュー (QAR)

67. 事務局は、2018年品質保証レビュー (QAR) プログラムの全体最終報告書について説明した。事務局は、この全体報告書の主な目的はレビューの手法を文書化するとともに、将来の QAR の手法に関する勧告を行うことであると述べた。このため、2018年報告書の大部分は2017年報告書と同様の内容となっており、会合は当該報告書の勧告部分に焦点を当てるべきとされた。
68. 事務局は、QAR 全体報告書における勧告を総括した。ニュージーランドは、将来の QAR においては対象範囲を拡大すべきとする勧告を支持した。会合は、これらの勧告に関してその他のコメント又は決定を行わなかった。
69. 事務局は、次回の QAR は EU で行われること、及びこれが現行の QAR ラウンドでは最後の QAR となることを確認した。将来の QAR の計画策定を CC 14 において開始することが合意され、また将来の QAR の対象範囲及び付託事項は改正される必要があることが留意された。
70. 事務局は、2019年の EU での QAR にかかる費用には以下の3つのオプションがあると述べた：(1) DG Mare のみでの QAR フェイズ 1 及びフェイズ 2、(2) DG Mare における QAR フェイズ 1 及びフェイズ 2 並びにスペイン/ポルトガルにおける QAR フェイズ 1、(3) DG Mare 及びスペイン/ポルトガルの両方における QAR フェイズ 1 及びフェイズ 2。
71. EU での QAR についてはオプション「2」が望ましいアプローチであることが合意された。
72. 会合は、予算上の都合から EU の QAR を 1 年間遅らせた場合のリスクに関する助言を求めた。会合は、EU での QAR を 2019 年に実施することを望んだものの、先送りによる主なリスクは QAR チームの変更にかかる手続き上のわずかなリスク及びこれに伴う非効率性に過ぎず、先送りによって生じるリスクは低いことに合意した。

5.6. CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート

73. 事務局は、CC 及び EC に対する年次報告書テンプレートの改正案に関する文書 CCSBT-CC/1810/16 を説明した。
74. 提案された修正点の大部分は、帰属漁獲量の共通の定義が合意済みであることを認識するとともに、各 SBT セクターごとの死亡量の報告の透明性を改善するためのものであった。
75. また、運搬船に関する既存の VMS 情報のギャップに関する文書 CCSBT-CC/1810/09 の所見を踏まえ、テンプレートの VMS セクション (II(1)(d) - VMS) のアップデートも提案された。セクション II(1)(d)

- VMS に対する修正案では、メンバーに対し、メンバーの旗を掲げる全ての漁船及び運搬船にかかる VMS の実施状況について報告するよう求めている。

76. 会合は改正案に合意した。改正された報告書テンプレートは別紙 9 のとおりである。
77. HSI は、CC/EC に対する年次報告書テンプレートに混獲緩和措置の使用状況のモニタリングに関する追加的な ERS 関連のサブセクション III 2(d)iii を挿入することを検討するよう提案した。HSI に対し、この提案について詳述した作業文書を作成するよう招請された。
78. これを受けて、HSI/バードライフは提案を行い、会合は、海鳥混獲緩和措置のモニタリングに関する改善された情報を提供することに関して、メンバーが CC 14 までにその実現性及び適切性を評価することに合意した。事務局は、この提案に対する ERSWG からのフィードバックを受けるため、ERSWG 議長に対して当該提案の写しを提供することとされた。

5.7. WCPFC との転載 MoC

79. 事務局は、WCPFC との転載に関する協力覚書 (MoC) に関する更新情報を提供した文書 CCSBT-CC/1810/17 を説明した。本文書では以下が指摘された。
 - MoC は署名済みであるが、未だ運用には至っていないこと
 - 現時点において、この MoC の規定の下に WCPFC 条約水域の公海で SBT の転載を行う意向を有している CCSBT メンバーは 1 メンバーのみであること
 - 事務局は、MoC の運用を可能とする 3 つのオプションを特定したこと
80. 事務局が特定した 3 つのオプションとは以下のとおりである。
 - オプション 1 - 事務局が WCPFC、フォーラム漁業機関 (FFA) 及び太平洋共同体 (SPC) とともに作業を継続し、近い将来に FFA 及び SPC が策定を開始する太平洋島嶼国の転載オブザーバーに関する最低基準の中に CCSBT の要件が取り入れられるよう確保するべく試みる。
 - オプション 2 - 関心を有する CCSBT メンバーが WCPFC 地域オブザーバー計画 (ROP) の許可された国家又はオブザーバー計画に直接連絡をとり、CCSBT の基準に沿った転載データを収集することができる適切に訓練された転載オブザーバーを提供する能力が

あるかどうか、またそれが CCSBT の承認オブザーバーとなることができるかどうかを判断する¹。

- オプション 3 - 関心を有する CCSBT メンバーが MRAG Asia-Pacific / PNA 事務局に直接連絡をとり、CCSBT の基準に沿った転載データを収集することができる適切に訓練されたオブザーバーを (PNA メンバー国の中から) 提供できるかどうか、またそれが CCSBT の承認オブザーバーとなることができるかどうかを判断する¹。

81. 会合は、事務局がオプション 1 を追求することを勧告するとともに、個別のメンバーが同時並行的にオプション 2 又は 3 を二国間で追求することもできることに留意した。

5.8. 国際ネットワーク及び二国間協定

82. 事務局は、CCSBT と国際監視・管理・取締りネットワーク (IMCSN)、まぐろ遵守ネットワーク (TCN)、(国際) 政府間機関及びその他の機関との遵守関係にかかる更新情報を提供した文書 CCSBT-CC/1810/18 を説明した。
83. 事務局は、過年における様々な機関との具体的な交流について概説するとともに、CCSBT に関連する運搬船のフォローアップの際に多大なる協力を得た IOTC、シンガポール、CapFish、インターポール及び CSIRO に対して特別な感謝を表明した。
84. 会合は、事務局による国際ネットワークの活用についてコメントし、調査を支援した機関に対する謝意を表した。東南アジアにおける IUU 漁業に対する地域行動計画 (RPOA) は有益な MCS ネットワークであることが留意され、オーストラリアは、当該ネットワークを通じて情報共有を行う用意があると述べた。

5.9. 遵守委員会に関する取決め

85. ニュージーランドは、遵守委員会に関する取決めのレビューにかかる文書 CCSBT-CC/1810/24 を説明した。本文書では、CC をどのように改善するかに関する 2 つのモデルを提案した。オプション 1 では CC とは別に遵守作業グループの会合を開催することを提案しており、オプション 2 では CC 会合の直前に 1 日の専門会合を追加するが公式の報告書は作成しない (ただし、CC 報告書に添付する別紙を作成することはできる) ことを提案している。
86. メンバーは、時間、費用及び人的な制約を踏まえ、オプション 2 を選好した。ニュージーランドが事務局とともにオプション 2 にかかる正

¹ 転載オブザーバーに関する規定、オブザーバーの配乗及び訓練及びこれらに伴う全ての費用等については、メンバーとオブザーバープロバイダーとの間の二者間合意の一環として協議され、及び合意される必要がある。

確な費用見積もりを得るために作業を行い、これを報告することが合意された。これが時間内に為された場合には、本件は EC 25 における検討に向けて財政運営委員会に提示される予定である。

議題項目 6. CCSBT 遵守計画の実施

6.1. 遵守リスクのレビュー

87. 議長は、遵守リスクについては議題項目 5.1 においてレビューが行われ、新たに 2 つのリスクが承認されたことを述べた。

6.2. 公式遵守評価プロセス案

88. オーストラリアは、他 RFMO に対する公式遵守評価プロセスの提案に関する同国の作業の概要を提示した。同国は SIOFA 向けに文書を作成しており、CCSBT における議論向けに当該文書の修正版を作成する予定である。SIOFA のプロセスは遵守状況を幅広く検討するものであって、個々の事件について検討するものではない。当該プロセスでは、深刻な違反と軽微な非遵守とを区別するため、各分野の遵守状況を遵守、非遵守、及び優先度の高い非遵守として分類することを提案している。
89. 他の情報源、具体的には WCPFC の遵守モニタリングスキームにかかる独立パネルレビュー、及び来年初頭にまぐる類 RFMO の遵守評価プロセスを調査する予定であるまぐる遵守ネットワークの作業が有益と考えられるとされた。
90. 会合は、事務局の支援を得てオーストラリアが CC 14 までに文書を作成することに合意した。

6.3. 常設議題項目

91. 事務局は、非メンバーによる漁業活動及び貿易／市場形成の可能性に関する文書 CCSBT-CC/1810/20 を説明した。本文書では、非メンバーによる漁業活動、特に南インド洋における中国船籍船舶の活動について取り上げた。
92. 本文書では、中国船籍船による SBT 漁業活動の疑いに関して中国の IOTC コミッショナーに向けた IOTC 及び CCSBT の両者からのレターの写しを含んでおり、また中国政府による調査結果を IOTC 及び CCSBT に報告するとした中国からの回答について言及している。
93. グローバル・トレード・アトラスから得たデータの一部（オーストラリアから南アフリカへの SBT 活魚の輸出、EU への輸入及び EU 域内貿易、及び中国から米国への生鮮 SBT の輸出など）は誤りである可能性が高いことが指摘された。オーストラリア、EU 及び米国は、自

国が関連するこれらの問題について調査を行い、結果を報告する意向を示した。

94. インドネシアは、GTA データベースにおける同国の SBT 輸出量は CDS の数字と比較して過小になっていると述べた。同国は、これについて改善することを約束するとともに、インドネシアの関係当局と連絡をとると述べた。
95. 会合は、次回の CC 会合に中国、モーリシャス、シンガポール及び米国を招待すること、及び事務局がレバノン及びヨルダンに対して輸入 SBT に添付されているはずの CDS 文書について通報するべく連絡することに合意した。
96. 中国を関与させるための努力及び同国が CCSBT への参加に関心を有していることについての議論があった。中国では最近同国内の官僚機構に大きな変更があり、同国の当局と改めて連絡をとることは有益と考えられることが指摘された。会合は、EC に対し、EC 議長から中国に向けて、中国が CCSBT の会合に参加するか CCSBT のメンバーとなることを要請する書簡をさらに送付するよう勧告することに合意した。
97. オーストラリアは、電子モニタリング基準に策定にかかる WCPFC の進捗状況に関する文書 CCSBT-CC/1810/25 を説明した。本文書では、2018 年 8 月に開催された第 3 回 WCPFC 電子報告及び電子モニタリング作業部会会合に提出されたコンセプトペーパーの内容及び検討結果が総括された。
98. 会合は、提供された情報に留意するとともに、報告を行ったオーストラリアに感謝した。

議題項目 7. ERS 勧告の実施状況に関するレビュー

99. 事務局は、ERS 勧告の実施状況に関する机上レビューの結果を総括した文書 CCSBT-CC/1810/21 を説明した。本文書では以下のとおり結論付けた。
 - 全体として、メンバーは ERS 勧告の実施についてよく遵守している。ただし、本レビューでは ERS 措置にかかるメンバーの船団の実施状況に関する情報は収集していない。
 - IOTC、WCPFC 及び ICCAT の各事務局と ERS データの共有が行われたことはないが、CCSBT 機密保持規則が改正されたので、事務局は 2018 年後期に一部の CCSBT の ERS データを公開する予定である。
 - 生態学的関連種作業部会（ERSWG）は EC に対して海鳥混獲緩和に関する助言を行ってきたが、EC は海鳥混獲緩和措置に関する ERSWG からの主な勧告に対して行動を起こしてこなかった。

100. 事務局は、ERSWG の前回会合からの助言及び他 RFMO の混獲緩和措置の遵守状況に関する情報がないことを合わせて考えると、CCSBT としては、言及された混獲緩和措置の全面実施に向けた積極的な奨励及び措置の遵守状況の検証に関する努力に焦点を当てる必要があると示唆されると述べた。この目的のため、事務局は CC に対し、公海 ABNJ まぐろプロジェクトの第 2 フェイズから資金を得るべく、海鳥混獲緩和措置に関するアウトリーチ／教育活動と措置の遵守状況の検証の両方を含むプロジェクト案を策定するため、事務局がバードライフ及びメンバーと共同作業を行うことを希望するかどうかについての助言を求めた。
101. 会合は、当該プロジェクトを策定するために事務局がバードライフ及びメンバーと作業を行うべきこと、また当該提案に関して外部資金を調達すべきことに合意した。バードライフは、公海 ABNJ まぐろプロジェクトの傘の下に合同プロジェクトを策定する機会を得たことを歓迎した。
102. インドネシアは、ERS の保護を目的として他 RFMO (IOTC 及び WCPFC) によって採択されている現行の法的拘束力のある、及び勧告されている措置の全てを遵守していることを明確化した。CCSBT に対する 2017 年の年次報告書において「None」と回答したのは誤解に基づくミスであり、このことを踏まえて、文書 CCSBT-CC/1810/21 の 10 ページ及び 11 ページの情報「インドネシアは遵守している」と表記されるべきであるとした。
103. バードライフは、Global Fishing Watch の AIS データを用いた夜間投縄のモニタリングに関する新手法を説明した文書 CCSBT-CC/1810/Info03 を説明した。調査の結果、海鳥混獲緩和措置が必要とされる海域において、投縄時間のうち日中に重なる時間が 2 時間未満であったのは最大でも 15 % であり、夜間投縄が完全に遵守された投縄の割合は非常に低かった (5 % 未満)。バードライフは、本研究で用いた手法は、メンバー国、RFMO 及び世間一般が夜間投縄の遵守状況をモニタリングするために活用できる可能性があるとして述べた。
104. 一部のメンバーは、遵守状況を評価するとともに SBT 漁業における海鳥捕獲のより効率的な緩和に貢献するべく既存の MCS 手法を補完するために使用し得る新しい夜間投縄のモニタリング手法を開発するための努力について、バードライフに感謝した。
105. 日本及び台湾はバードライフによる文書の提出を評価したが、本研究の結果についてコメントを行う前に、この手法に関して自国の科学者が精査するための時間が必要であると述べた。バードライフは、この手法に関するメンバーの科学者からのあらゆる質問に答えると申し出た。
106. HSI は、広範囲にわたって混獲緩和措置が使用されていない証拠が示されており、メンバーに対し、それぞれのログブックデータを用いて

自国船団による混獲緩和措置の使用に関する分析を行い、その結果を報告するよう奨励した。

議題項目 8. オンラインによるデータ提出/データアクセスに関するプロジェクト案

- 107. 事務局は、CCSBT データベースのアップグレード及びメンバー向けのオンラインによるデータ提出/データアクセス設備の開発について提案した文書 CCSBT-CC/1810/22 を説明した。
- 108. 事務局は SPC の TUFMAN 2 ソフトウェアに関する評価を行い、これが CCSBT のニーズに対して非常に適したものであることを確認したと述べた。このため事務局は、CCSBT 事務局が保有するデータベースのアップグレード、及び承認された場合にはオンラインによるデータ提出/アクセスプロジェクトの両方の基礎として、同ソフトウェアを活用することを計画している。既に開発済みである同ソフトウェアを活用することができれば、事務局は相当の費用を節約することができる。
- 109. 会合は、同ソフトウェアが頑健なデータ取決め及びセキュリティ、データ基準を備えて開発されること、及びプロジェクトの進捗においてメンバーに過剰な負担がかからないよう注意を払うことを条件に、この提案に対する支持を表明した。
- 110. 会合は、本プロジェクトのサポートに賛同する立場から、EC に対し、本件の承認及び EC の予算に同プロジェクトの資金を計上することを勧告した。

議題項目 9. 2019 年の作業計画

- 111. CC は、2019 年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年の継続的な任務については、2019 年に新規に加わったもの以外はここには示していない。

活動	時期	リソース
遵守行動計画における 2019 年の行動事項を実施する	CC 14 まで	メンバー/ 事務局
CCSBT 25 による予算措置を条件として、EU における QAR の実施のために現在のサービスプロバイダーとの契約を更新する	2018 年 11-12 月	事務局
WCPFC との転載 MoC を運用するため、WCPFC との作業を継続する	可能な限り 速やかに	事務局
EU は、2019 年に QAR に取り組む	CC 14 まで	EU

活動	時期	リソース
CC 14 のオブザーバーとして、米国、シンガポール、中国及びモーリシャスに対して参加を招請する	CC 14 まで	事務局
IOTC のコンサルタントによる VMS 報告書が公開された時点で、その写しを入手するために IOTC 事務局に連絡し、メンバーに対してこれを回章する	CC 14 まで	事務局
2021-2023 年の遵守行動計画案を作成する	CC 14 まで	事務局
HSI/バードライフが提案した海鳥混獲緩和措置のモニタリングを改善するための年次報告書テンプレートの修正案の実現性及び適切性を評価する	CC 14 まで	メンバー
ERSWG 議長に対して HSI/バードライフが提案した年次報告書テンプレート修正案を提供し、同提案に対するフィードバックを求める	CC 14 まで	事務局
AIS リスク解析向けの外部資金の利用可能性をモニタリングする	CC 14 まで	事務局
合意に達するという観点から、将来における CDS の確認要件及びその他の積残しとなっている問題について検討する	CC 14 まで	オーストラリア/日本/ニュージーランド
レバノン及びヨルダンに連絡し、輸入 SBT に添付されているはずの CDS 文書について通報する	可能な限り速やかに	事務局
メンバーが CCSBT の「みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議」を全面的に遵守しているかどうかを記録するため、措置の遵守状況に関する文書を拡張する	CC 14 まで	事務局
全メンバーに対して、韓国の海鳥相互作用の激減に関する解析結果を共有する	CC 14 まで	韓国
グローバル・トレード・アトラスで報告されているスペインからイタリアへの SBT 18 トンの輸出について調査する	CC 14 まで	EU
次の CC 会合に対する年次報告書において、転載を行っているメンバーは、転載オブザーバーによって報告されたあらゆる不正及びそれに対してとられた行動について報告する	CC 14 まで	日本、韓国、台湾
メンバーに対し、組織サンプルの遺伝子解析の実施に関する費用及び技術的進歩に関する詳細文書を提供する	可能な限り速やかに	オーストラリア

活動	時期	リソース
最新の IMO ナンバースキームの要件に合致する全ての CCSBT 許可漁船に対し、IMO ナンバーの取得を求める	CC 14 まで	インドネシア
GTA データベースにおけるインドネシアの SBT 輸出量が CDS の数字に比べて過小となっている問題を解決するため、インドネシアが同国の関連当局と連絡をとる	CC 14 まで	インドネシア
メンバー及び非メンバーは、それぞれに関するグローバル・トレード・アトラス上の疑義について調査し、結果を報告する	可能な限り速やかに	オーストラリア、EU、米国
CCSBT 遵守評価プロセス案に関する文書を作成する	CC 14 まで	事務局の支援を得て、オーストラリア
ERS 措置に関する教育及び実施の強化のための提案を作成し、これに対する外部資金を探索する	可能な限り速やかに	メンバー／事務局／パートナーライフ
EC による承認（特に資金について）を条件に、TUFMAN 2 データプロジェクトの 1 年目の計画に取り組む	CC 14 まで	事務局／コンサルタント

議題項目 10. その他の事項

10.1. 申告されていない SBT の洋上転載及び SBT に関する IUU 漁業にかかるリスクを評価するための AIS データの活用

112. 事務局は、AIS データの解析に関する 2 つのプロジェクト提案に関する文書 CCSBT-CC/1810/23 を説明した。事務局は、SBT に関して一定程度の IUU 漁業が行われていることは明らかと考えられること、及びこれらの提案の目的は SBT に関する IUU 漁業のリスクに関してより良い理解を得ることであることを述べた。第一の提案は、SBT 漁場における非許可漁船による操業や、SBT 漁場で操業していた漁船からの無許可転載といった SBT の IUU 漁業を示している可能性がある様々な活動の発生を特定するために AIS 情報を活用するものである。このプロジェクトにかかる費用は 85,000 ユーロであり、事務局は、このプロジェクトの実施のタイミングは外部資金の利用可能性次第であると述べた。第二のプロジェクトは、疑わしい漁業活動に関する報告が事務局に寄せられた場合にこれを調査するために AIS データ及び船舶会社関係データを臨時的に解析するものである。このプロジェクトにかかる費用としては 20,000 ドルが見込まれており、本件は CCSBT の 2019 年予算案に暫定的に計上されている。

113. これらのプロジェクトの重要性及び IUU 漁業の確認における AIS データの適切性に関して相当の議論があった。一部のメンバーは、いず

れか一つ又は両方のプロジェクトは CC の作業において極めて重要であり、また AIS データ及び会社の関係の解析は CCSBT の CMM に対する違反の疑い及び IUU 漁業のリスクを精査する上で有効なアプローチであったとした。他のメンバーは、AIS データは IUU 漁業の確認は不適切であるか、又はこのプロジェクトから得られるメリットは投入する費用に対して十分でないとした。

114. これらのプロジェクトのいずれかを CC の作業計画に含めることについてコンセンサスはなかったが、事務局に対して、AIS リスク解析のための外部資金の利用可能性をモニタリングするよう要請された。

議題項目 11. 拡大委員会に対する勧告

115. CC は、EC に対して以下の勧告を行った。

- CC の 2019 年の作業計画案を承認すること。
- EC は、遵守計画の修正（現状のレビュープロセスにおいて特定された追加的なリスクを含む）及び 2021－2023 年の期間の新たな遵守行動計画の策定に合意すること。
- 以下にかかる改正を採択すること。
 - 港内検査決議
 - 最低履行要件
 - 是正措置政策
 - MCS 情報の収集及び共有政策
 - CC/EC に対する年次報告書テンプレート
- 2019 年の欧州連合における QAR について、欧州委員会に対するフェイズ 1 及び 2 レビュー、及びスペイン及びポルトガルに対するフェイズ 1 レビューから成る QAR を実施すること。
- CC 14 会合の直前に専門作業部会を招集すること
- 将来の CC 会合において、米国、シンガポール、中国及びモーリシャスに参加を招請すること
- EC 議長から中国に対して、CCSBT 会合への出席又は CCSBT のメンバーとなることを要請する書簡を送付すること
- 事務局が、メンバー及びバードライフとともに、アウトリーチ／教育活動を通じて ERS 措置の実施を強化するとともに措置の遵守状況を検証するためのプロジェクト提案を策定すること。これに対する資金は外部から調達すること
- EC は、総費用として 74,800 豪ドルが見込まれる今後 3 年間の TUFMAN 2 データプロジェクトの開発について検討すること

116. CC は、EC に対して以下の事項に留意するよう提起した。

- 是正措置政策の適用が必要とされる問題は提起されなかったこと

- より多くの漁船が IMO ナンバーを取得できるようにした新規定を取り入れるための CCSBT 許可船舶決議の改正に関する決定を先送りし、2019 年に検討すること
- 遵守委員会は、IOTC における VMS 関連作業が進行している間、CCSBT の VMS 決議の強化にかかる検討を先送りしたこと。IOTC の作業は 2019 年半ば頃に完了する予定であり、来年の委員会における検討の際には利用可能となっているはずである。このため、VMS 決議に関して考え得る修正については 2020 年まで先送りされる。
- 最近の IUU 漁業の疑いに関する MCS 情報の共有におけるメンバーからの優れた協力（IOTC 事務局、シンガポール及びモーリシャス当局との作業を含む）
- 遵守委員会として、CC の運営アレンジメントの強化を提案したニュージーランドの文書を検討したこと。2つのオプションが検討され、そのうちオプション2が選好された。本年の EC において、このオプションを関連する費用とともに諮ることが合意された。
- 委員会は、遵守評価プロセスの策定をほとんど進捗させることができなかったこと。オーストラリアから SIOFA が策定したプロセスについての情報提供がなされた。事務局の支援を受けて、オーストラリアが休会期間中に文書を回章することが合意された。

議題項目 12. まとめ

12.1. 会合報告書の採択

117. 報告書は採択された。

12.2. 閉会

118. 会合は 2018 年 10 月 13 日午後 6 時 28 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 港内検査決議（別添 B のみ）
- 5 遵守計画
- 6 最低履行要件
- 7 是正措置政策
- 8 MCS 情報の収集及び共有政策
- 9 CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート

参加者リスト
第 13 回遵守委員会会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au

MEMBERS
AUSTRALIA

Laura	TIMMINS	Ms	Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 62716 359		laura.timmins@agriculture.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338		Matthew.Daniel@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306		neil.hughes@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 1146, Port Lincoln, SA, 5606, Australia	61 (0) 419 840 299		austuna@bigpnd.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au

EUROPEAN UNION

Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), 1000 Brussels, Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
---------	---------	----	--------------------------	-------------------	---	--------------------	--	------------------------------

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
------------	-----------	-------	----------	--------------	----------------	-----	-----	-------

FISHING ENTITY OF TAIWAN

Ming-Fen	WU	Mr.	Senior Technical Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2383 5873	886 2 2332 7396	mingfen@ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2383 5872	886 2 2332 7396	minghui@ms1.fa.gov.tw
TsungYueh	TANG	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council	3F, No.14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei 106, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2368 0889 #153	886 2 2368 6418	tangty@ofdc.org.tw
Winston Yu-Tsang	WU	Dr.	Assistant Professor	Soochow University, Taiwan	70, Linhsi Road, Shihlin, Taipei 111, Taiwan (R.O.C.)	886 2 2881 9471 ext 6267	886 2 2881 2437	ytwchc@gmail.com
Kuan-Ting	LEE	Mr.	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw

INDONESIA

Trian	YUNANDA	Mr	Deputy Director for Fish Resource Management in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext.10 02	62 21 34530 08	tryand_fish@yahoo.com sdi.djpt@yahoo.com
Zulkarnaen	FAHMI	Mr	Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Research Institute for Tuna Fisheries	Jl. Mertasari No. 140, Br Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar, Bali 80224, Indonesia	62 361 72620 1		fahmi.p4ksi@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Takahiro	ARA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3504 2649	takahiro_ara020@maff.go.jp
Teruo	KITADE	Mr	Assistant Director,	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	teruo_kitade850@maff.go.jp
Yuichiro	KIRIKI	Mr	Official	Ministry of Foreign Affairs of Japan	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	yuichiro.kiriki@mofa.go.jp
Shun	OGAWA	Mr.	Deputy Director	Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan	1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	ogawa-shun@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Satoru	SHIMIZU	Mr	Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	s-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEALAND								
Dominic	VALLIÈRES	Mr.	Highly Migratory Species Manager	Fisheries New Zealand	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 819 4654		dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Arthur	HORE	Mr.	Manager, Offshore Fisheries	Fisheries New Zealand	Auckland MPI Centre, 17 Maurice Wilson Avenue, PO Box 53030, Auckland 2022	64 09 820 7686	64 09 820 1980	arthur.hore@mpi.govt.nz
Jo	LAMBIE	Ms	Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 04 894 0131		jo.lambie@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Private Bag 18901, Wellington 6160	64 04 439 8070		sophie.kalderimis@mfat.govt.nz
REPUBLIC OF KOREA								
Chan Soo	PARK	Mr	Deputy Director	International Cooperation Division, Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94 Dasom 2-ro, Sejong Special Self-governing City, 30110, Republic of Korea	82 44 200 5339	82 44 200 5349	parkchansoo@korea.kr
Zang Geun	KIM	Dr	Invited Scientist	National Institute of Fisheries Science	216 Gijang-Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, 46083, Republic of Korea	82 51 720 2333	82 51 720 2337	zgkim5676@gmail.com
Ayoung	KIM	Ms	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6th FL, S Building, 253, Hannuri-daero, Sejong, Republic of Korea	82 44 868 7832	82 51 720 2337	aykim@kofci.org
Miyoung	CHOI	Ms	Inspector	Quarantine and Inspection Division, National Fishery Products Quality Management Service, Ministry of Oceans and Fisheries	337 Haeyang-ro, Yeongdo-gu, Busan, The Republic of Korea	82 51 400 5741	82 51 400 5745	choimi@korea.kr

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
SOUTH AFRICA								
Mandisile	MQOQI	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa	27 21 402 3342	27 86 661 9505	MandisileM@daff.gov.za
Aphiwe	NONKENEZA	Mr	Senior Administration Officer	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa			AphiweN@daff.gov.za
Thabiso	MARATSANE	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa			ThabisoMAR@daff.gov.za
Buyekezwa	MAMAILA	Ms	Chief Marine Conservation Inspector	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2 Vlaeberg, 8018 Republic of South Africa			BuyekezwaP@daff.gov.za
OBSERVERS								
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/1A), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
SINGAPORE								
Kihua	TEH	Mr	Senior Executive Manager	Fisheries & Port Management Department, Agri-Food & Veterinary Authority	35 Fishery Port Road, Singapore 619742	65 6265 5052		TEH_Kihua@ava.gov.sg
Cheryl	GOH	Ms	Deputy Director	Fisheries & Port Management Department, Agri-Food & Veterinary Authority	35 Fishery Port Road, Singapore 619742			Cheryl_GOH@ava.gov.sg
BIRDLIFE INTERNATIONAL								
Stephanie	WINNARD	Ms.	International Marine Project Manager	BirdLife International	The Lodge, Sandy, Beds, SG19 2DL, UK	44 1767 69036 3	n/a	stephanie.winnard@rspb.org.uk
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
WWF								
Aiko	YAMAUCHI	Dr	Oceans and Seafood Group Leader	WWF Japan	Mitakokusai Bldg 3F, Mita 1-4-28, Minato-ku, Tokyo, 108-0073, Japan	81 3 3769 1718		ayamauchi@wwf.or.jp

INTERPRETERS								
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

議題
第 13 回 遵守委員会 会合
2018 年 10 月 11－13 日
ニューカレドニア、ヌメア

1. **開会**
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 会議運営上の説明
2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
 - 2.1 事務局からの報告
 - 2.2 メンバーからの年次報告
 - 2.3 CCSBT 保存管理措置に関する遵守状況の評価
 - 2.3.1 メンバーの遵守状況
 - 2.3.2 是正措置政策の適用
3. **CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート**
4. **CCSBT 決議：レビュー及び改正**
 - 4.1 漁獲証明制度（CDS）
 - 4.2 船舶監視システム（VMS）決議
 - 4.3 港内検査の最低基準に関する決議
5. **CCSBT の計画、政策及び取決めに関するレビュー、改正及び中間報告**
 - 5.1 遵守計画
 - 5.2 CPG 1：最低履行要件（MPR）
 - 5.3 CPG 3：是正措置政策
 - 5.4 CPG 4：MCS に関する情報収集及び共有
 - 5.5 品質保証レビュー（QAR）
 - 5.6 CC 及び EC に対する年次報告書テンプレート
 - 5.7 WCPFC との転載 MoC
 - 5.8 国際ネットワーク及び二国間協定
 - 5.9 遵守委員会に関する取決め

6. CCSBT 遵守計画の実施

6.1 遵守リスクのレビュー

6.2 公式遵守評価プロセス案

6.3 常設議題項目

7. ERS 勧告の実施状況に関するレビュー

8. オンラインによるデータ提出/データアクセスに関するプロジェクト案

9. 2019年の作業計画

10. その他の事項

10.1. 申告されていない SBT の洋上転載及び SBT に関する IUU 漁業にかかるリスクを評価するための AIS データの活用

11. 拡大委員会に対する勧告

12. まとめ

12.1. 会合報告書の採択

12.2. 閉会

文書リスト
第 13 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/1809/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
(CC agenda item 2.1)
5. (CCSBT) Quality Assurance Review On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna. Member Report: South Africa
(CC agenda item 2.2)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT Measures
(CC agenda item 3)
7. (Secretariat) Update on the IMO Ship Identification Number Scheme (and possible revisions to CCSBT's Authorised Vessel Resolution)
(CC agenda item 3)
8. (Secretariat) CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS)
(CC agenda item 4.1)
9. (Secretariat) Information Gaps in the CCSBT's Current VMS Arrangements
(CC agenda item 4.2)
10. (Secretariat) Review of CCSBT's Minimum Standards for Inspection in Port Resolution (*and consideration of options to effectively monitor seabird mitigation measures*)
(CC agenda item 4.3)
11. (Secretariat) Draft Revised CCSBT Compliance Plan and Review of Compliance Risks
(CC agenda item 5.1, 6.1)
12. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements
(CC agenda item 5.2)
13. (Secretariat) Draft Revised Corrective Actions Policy (CPG3)
(CC agenda item 5.3)
14. (Secretariat) Draft Revised MCS Information Collection and Sharing Policy (CPG4)
(CC agenda item 5.4)
15. (CCSBT) Final Report on the Overall 2018 QAR Programme
(CC agenda item 5.5)

16. (Secretariat) Proposed Revision of the Template for the Annual Report to the Compliance Committee and Extended Commission
(CC agenda item 5.6)
17. (Secretariat) Update on the Transshipment Memorandum of Cooperation (MoC) with the WCPFC
(CC agenda item 5.7)
18. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance Network (IMCSN), the Tuna Compliance Network (TCN), (Inter-)Governmental Bodies and Other Organisations
(CC agenda item 5.8)
- ~~19. (Secretariat) Compliance Assessment Process
(CC agenda item 6.2)~~
20. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity & Trade/ Emerging Markets (Rev.1)
(CC agenda item 6.3)
21. (Secretariat) Review of the Implementation of the ERS Recommendation (Rev.1)
(CC agenda item 7)
22. (Secretariat) Proposal to Upgrade CCSBT's Databases and Develop On-line Data Submission/Data Access Facilities for Members
(CC agenda item 8)
23. (Secretariat) AIS Analysis Project Proposal
(CC Agenda item 10.1)
24. (New Zealand) Review of Compliance Committee Arrangements
(CC Agenda item 5.9)
25. (Australia) WCPFC's progress on the development of e-monitoring standards
(CC Agenda item 6.3)

(CCSBT- CC/1810/BGD)

1. (Secretariat) Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution (*Previously* CCSBT-CC/1710/08 Rev.1)
(CC Agenda item 4.1)
2. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2018 update (*Previously* CCSBT- ESC/1809/30)
(CC Agenda item 2.2)
3. (Secretariat) Consolidation and Revision of CCSBT's Two VMS Resolutions (*Previously* CCSBT-CC/1710/09)
(CC Agenda item 4.2)

4. (Australia) Japan Market Update 2018 (*Previously* CCSBT-ESC/1809/16)
(CC Agenda item 2.2)

(CCSBT-CC/1810/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT- CC/1810/Info)

2. (BirdLife International) Monitoring compliance with seabird mitigation measures through port inspection- determining minimum standards
(CC Agenda item 4.3)
3. (BirdLife International) A new method using AIS data to obtain independent compliance data to determine mitigation use at sea (Rev.1)
(CC Agenda item 7)

(CCSBT-CC/1810/Rep)

1. Report of the Twenty-Third Meeting of the Scientific Committee (September 2018)
2. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)
3. Report of the Twenty-Fourth Annual Meeting of the Commission (October 2017)
4. Report of the Twelfth Meeting of the Compliance Committee (October 2017)

5. Report of the Twenty-Second Meeting of the Scientific Committee (September 2017)
6. Report of The Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2017)
7. Report of the Twenty-Third Annual Meeting of the Commission (October 2016)
8. Report of the Eleventh Meeting of the Compliance Committee (October 2016)
9. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2016)

Report of the results of the inspection 検査結果報告書

Where applicable, verify to the extent possible, that the details noted during the inspection, e.g. vessel identifiers/other vessel details, authorisations and SBT quantities are true, complete, correct and consistent with the information provided in accordance with the port entry request form (Annex A).

必要に応じて、検査中に留意された詳細（船舶識別子／その他の船舶の詳細、許可及びSBTの数量が真実であり、完全で、正しく、かつ入港要請様式（別添A）に従って提出された情報と整合しているかどうか等）を可能な範囲で確認すること。

1. Inspection report no ¹ 検査報告番号				2. Port State 寄港国			
3. Inspecting authority 検査当局							
4. Name of principal inspector 主任検査官の名前				ID 身分証明書			
5. Port of inspection 検査港							
6. Commencement of inspection 検査の開始日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
7. Completion of inspection 検査の終了日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
8. Advanced notification received 事前通報の受領			Yes 有		No 無		
9. Purpose(s) ² 目的	LAN 陸揚げ	TRX 転載	PRO 加工	OTH (specify) その他（特定すること）			
10. Port and State and date of last port call 最終寄港地、国及び日付		YYYY 年	MM 月	DD 日			
11. Vessel name 船名							
12. Flag State 船籍国							
13. Type of vessel 船舶の種類							
14. International Radio Call Sign 国際無線呼出符号							
15. Certificate of registry ID 登録番号							
16. Lloyd's IMO ship ID, if available IMO船舶識別番号（もしあれば）							
17. External ID, if available ³ 外部船舶番号（もしあれば）							
18. Port of registry 登録港							
19. Vessel owner(s) 船主							
20. Vessel beneficial owner(s), if known and different from vessel owner 船舶実質所有者（船主と異なり、わかる場合）							
21. Vessel operator(s), if different from vessel owner 船舶の運航者（船主と異なる場合）							
22. Vessel master name and nationality 船長の名前及び国籍							

¹ Provide a unique reference number for this inspection report. 本検査報告書固有のリファレンス番号を示すこと。

² Record the purpose of entry into Port by circling the relevant option(s): LAN – landing, TRX – transshipment, PRO – processing, OTH - other. For ‘OTH’, specify what this signifies, for example re-fuelling, re-supplying, maintenance, and/or dry-docking, etc. 関連する選択肢を丸で囲み、入港の目的を示すこと：LAN－陸揚げ、TRX－転載、PRO－加工、OTH－その他。「OTH」については、給油、補給、整備、船渠（乾ドック）等、その意味を明示すること。

³ Record details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

23. Fishing master name and nationality 漁労長の名前及び国籍						
24. Vessel agent 船舶の代理人						
25. VMS⁴ 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMOs 有:RFMO	Type: 種類		
26. CCSBT Authorised Vessel list CCSBT許可船舶リスト						
CCSBT Registration Number: CCSBT登録番号						
27. Relevant fishing authorization(s) 関係する漁業の当局						
<i>Identifier⁵</i> 確認者	<i>Issued by</i> 発行者	<i>Validity⁶</i> 効力	<i>Fishing area(s)</i> 操業海域	<i>Species (FAO 3- Alpha code)</i> 魚種	<i>Gear</i> 漁具	
				SBT(SBF)		
28. Relevant transshipment authorization(s)/Transshipment declaration(s) 関係する転載の当局						
<i>Identifier⁷</i> 確認者		<i>Issued by</i> 発行者		<i>Validity⁸</i> 効力		
<i>Identifier¹³</i> 確認者		<i>Issued by</i> 発行者		<i>Validity¹⁴</i> 効力		
29. Transshipment information concerning donor vessels 提供船舶に関する転載情報						
<i>Name</i> 船名	<i>Flag State</i> 旗国	<i>ID no</i> 登録番号	<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) 魚種	<i>Type of Product</i> 製品形態	<i>Catch area(s)</i> 漁獲海域	<i>Quantity (in kg)</i> 数量 (kg)
			SBT(SBF)			
			SBT(SBF)			
30. Evaluation of offloaded catch (quantity) 荷卸された漁獲物の推定 (数量)						
<i>Species (FAO 3- Alpha code)</i> 魚種	<i>Type of Product</i> 製品形態	<i>Catch area(s)</i> 漁獲海域	<i>Quantity declared</i> (in kg) 申告数量	<i>Quantity retained(in kg)</i> 保持数量	<i>Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg)</i> 申告数量と確定数量の差 (もし、あれば)	
SBT(SBF)						

⁴ Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されている VMS の種類として当てはまるものを丸で囲むこと: 搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・国」、RFMO に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全ての VMS ユニットの種類及び型式を示すこと。

⁵ Note the Flag State CCSBT fishing authorization reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国の CCSBT 漁業許可リファレンス番号 (例えば漁業ライセンス番号)、及び CCSBT 登録番号を記載すること (適当な場合)。

⁶ Record the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT 漁業許可が有効である日付を記録すること (適当な場合)。

⁷ For transshipment authorisations record "Authorisation" and the authorisation reference number(s) if available; for transshipment declarations record "TD" 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

⁸ For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関しては、CCSBT 許可が有効である日付を示すこと (適当な場合)。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

31. Catch retained onboard (quantity) 船上保持漁獲物 (数量)						
Species(FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared(in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、あれば)	
SBT(SBF)						
32. Examination of logbook(s) and other documentation 操業日誌及びその他の文書の調査				Yes 有	No 無	Comments コメント
33. Compliance with applicable catch documentation scheme(s) 漁獲証明制度の遵守				Yes 有	No 無	Comments コメント
34. Type of gear used		使用された漁具の種類				
35. Fishing Gear examined 調査された漁具				Yes 有	No 無	Comments コメント
36. Compliance with Seabird Bycatch Mitigation Measures (longline vessels only) 海鳥混獲緩和措置の遵守状況 (はえ縄漁船のみ)						
a) Tick which Convention Areas this vessel fished for SBT in: 当該船舶がSBTを漁獲した条約水域をチェックすること。						
ICCAT (South of 25S) <input type="checkbox"/> (南緯25度以南)		IOTC (South of 25S) <input type="checkbox"/> (南緯25度以南)		WCPFC (South of 30S) <input type="checkbox"/> (南緯30度以南)		
b) Provide information on which mitigation measures were used and effectively implemented (including night settings) and any comments on seabird mitigation measures used. (どの混獲緩和措置が使用されたか、効果的に実施されたか(夜間投縄を含む)に関する情報を記入するとともに、使用された海鳥混獲緩和措置に関するコメントを記入すること。)						
37. Findings by inspector(s) ⁹ 検査による所見						
38. Apparent infringement(s) noted including reference to relevant legal instrument(s) 関連する法律文書に明記されている明白な違反						
39. Comments by the master 船長のコメント						

⁹ Record whether there is any evidence to indicate that this vessel is/was involved in any SBT IUU fishing and/or fishing-related activities. 当該船舶が SBT にかかる何らかの IUU 漁業及び/又は漁業関連活動に関与したことを示す証拠があるかどうかを記録すること。

40. Action taken¹⁰ とられた措置
41. Master signature 船長の署名
42. Inspector signature 検査官の署名

¹⁰ Record any evidence collected and/or seized in relation to suspected SBT IUU fishing or fishing-related activities, for example any photos or samples taken, and any seizure of gear, materials or documents. In addition, record measures that could potentially be taken to address any apparent infringements detected, as well as any relevant authorities/officials contacted. SBT にかかる IUU 漁業又は漁業関連活動の嫌疑に関して収集及び／又は押収された証拠（例えば写真、収集されたサンプル、漁具、用具又は文書といった押収物）を記録すること。さらに、確認された明白な違反に対してとられる可能性がある措置、並びに関連当局／担当官の連絡先を記録すること。

CCSBT 遵守計画

(第25回委員会年次会合 (2018年10月18日) 改正)

目的

遵守計画は、2015年10月に承認された CCSBT 戦略計画を支持する。遵守計画は、特にカテゴリーCに関するビジョンを支持する。

「メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、
その決定を実施する。」

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、それらの CCSBT 保存管理措置に対する遵守を向上させ、将来的にその完全遵守を達成させる枠組みを示すことである。

遵守計画は、優先的な遵守リスクに取り組むための「3年間の行動計画」を含んでいる。当該行動計画は、少なくとも3年に一度レビューされ、追認されるか又は更新される。したがって、行動計画は、「生きた」文書であり、重点項目は時間とともに変更される。

この文書において、メンバーには、拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれ、全ての委員会には拡大委員会 (EC) も含まれる。

構成

この計画は、以下に掲げる5つのパートから構成されている。

1. ゴール及び戦略
2. 遵守に関する原則
3. 役割及び責任
4. 計画実施及びレビュー
5. 3年間の行動計画 (別添1)

パート 1: ゴール及び戦略

ゴール

CCSBT 戦略計画は、メンバーによる参加及び実施に関連する4つのゴールを特定している (カテゴリーC)。

- **監視、管理及び取締り (ゴール8)**

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうよう稼働する

- **メンバーの義務 (ゴール9)**

全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する

- **途上国支援 (ゴール10)**

途上国が委員会の管理措置及び他の要件を遵守することができる

- **CCSBT への参加 (ゴール11)**

SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関 (REIO) 及び主体を委員会に参加させるとともに、SBT の管理に協力させる。寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう要請する。

戦略

戦略は、これらのゴールを達成するために提案される手段であり、それぞれのゴールに対応した番号を付している。

下記の戦略は、CCSBT 戦略計画において規定された戦略に基づいている (日本語版 16-17 ページ)。一部の戦略については、タイトルに修正を加えており、記述も詳しくしている。戦略 8.4 は、非メンバーの IUU 漁業の監視を明示的に網羅できるよう拡大している。

8.1 合意された MCS 措置をメンバーが実行する

遵守委員会は、メンバーによる CCSBT 保存管理措置の実施を監視する。これには、保存管理措置の包括的なリストの維持、及び当該措置に基づくメンバーの義務に対する各メンバーからの定期報告も含まれる。メンバーからの報告書は、遵守委員会によって分析され、メンバーは当該報告書に関する質問及びフィードバックを受ける。また、独立的な監査が実施される (戦略 9.1 を参照)。

遵守委員会は、既存の遵守政策を引き続き策定¹し、そして定期的にこれをレビューする。かかる政策は、例えば文書「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」のように、メンバーの義務及び関連する履行要件を明記するものである。遵守政策は、委員会の合意によって採択される。

8.2 遵守計画の実施

新たに発生した遵守リスクに対応するため、又は効果のない若しくは効率の悪い措置の代わりとするため、新規の措置が必要となる可能性がある。遵守委員会は、委員会に勧告する措置や義務を策定する際は、リスク管理の手法を採用する。これには、以下に掲げるものが含まれる。

¹ 遵守政策ガイドラインとしては、最低履行要件 (CPG1)、是正措置 (CPG3) 及び情報収集及び共有 (CPG4) に関するものが策定されている。

- a) 委員会の目標を達成するため、追加的な MCS 措置及び／又は合意された MCS 措置の改善の必要性について評価する
- b) 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置及びこれらの措置の実施プロセスの間のギャップを特定する

保存管理措置の変更又は追加に関する勧告には、履行要件も含まれる。

8.3 メンバーの遵守強化

漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養、貿易等）における十分な遵守を確保すべく、メンバーの取組を引き続き強化する。

遵守委員会は、メンバーが効果的な MCS 制度及び費用対効果の高い遵守業務の遂行を計画及び実施するのを支援するための政策及びガイドラインを引き続き策定する。かかる政策及びガイドラインは、メンバーの義務に基づくものとし、義務を遂行しないリスクを回避、改善又は緩和するための最善の方法に焦点を合わせるものとする。

この戦略の一環として、FAO 寄港国措置協定及び各メンバーの国内法及び規制を踏まえ、寄港国による検査に関する決議をレビューする必要がある。

8.4 SBT 市場の拡大の監視

委員会及びメンバーは、非協力的非加盟国（CNSM）による SBT の漁獲量／死亡量、及び／又はそれらの SBT 市場の拡大を積極的に監視する。これには、MCS 活動を通じたモニタリング及び SBT に関する貿易データの定期的なレビューも含まれる。

CCSBT の義務に反する全ての SBT 漁業を支援する非メンバー及び寄港国は、CCSBT の措置に協力するよう要請される。IUU SBT 漁業への対抗措置が実施され、これには国際法と統合的な貿易及び市場措置の適用が含まれる。

8.5 遵守に関するデータの交換

遵守委員会は、MCS に関する情報を、メンバー間で、及び必要に応じて寄港国、市場国及び沿岸国と、交換及び共有することを促進するための政策及び規則を引き続きレビューする。これには、必要となるデータの機密性に関する規則のレビューも含まれる。

遵守委員会は、メンバー、その他の関係団体（寄港国、市場国、沿岸国、他の地域漁業管理期間（RFMO）及び NGO 等）、及び一般の者との間の情報共有を促進する。これには、情報共有を障害するものの除去、情報共有の経費を圧縮するための制度の設立、及び委員会の情報へのオープンアクセスを最大化する政策の採択、に積極的に取り組むことが含まれる。

8.6 事務局による MCS 業務

事務局は、遵守委員会に対して、遵守政策及びプロセスに関する助言を提供し、共有される遵守業務の指定及び発注を支援する。

これには、以下の事項が含まれる。

- a) 提出された MCS データを分析を実施し、かかるデータの傾向を毎年報告する
- b) 事務局に提出されたデータに基づき、既存の MCS 措置の有効性を評価する
- c) CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する
- d) 遵守制度及び計画（例えば、漁獲証明制度及び報告）の管理

事務局は、予算上の決定に応じて、委員会に対して MCS に関する業務を提供することができるが、これは費用対効果が高く、かつ事務局の中心的な任務である委員会へのサポート、委員会運営の円滑化及び委員会に関する情報の管理を阻害しない形で実施することが可能な場合とする。かかる業務は、専任職員又は業務契約を通じて実施することができる。

8.7 調査及び開発

遵守委員会は、MCS 制度の実施を促進するべく、新しい技術及び手法に関する調査の開始を勧告する。有望な技術については、試験的に実施し、その実用性及び費用対効果について評価する。当該試験のための負担割合は、遵守に関するリスク及び便益に基づくものでなければならない。試験のための資金拠出については、技術及びその適用に応じて、メンバーが個別に又は協力して行うことができる。

9.1 メンバーの MCS 制度及びプロセスの監査

保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守に対して、定期的に監査が行われる。

遵守委員会は、メンバーに対して、当該メンバーの SBT に関連する MCS 制度に対して独立的に監査が行われるよう要請する。かかる監査は、メンバーが遵守政策ガイドライン 1—最低履行要件（MPR）により定義された CCSBT における義務を遂行するために実施している制度及びプロセスに焦点を合わせる。監査報告書は、全てのメンバーに公表される。かかる監査の目的は、メンバーに対して、当該メンバーの MCS 制度の妥当性を保証するものであり、また改善分野を特定し、そして委員会に対して当該メンバーは自らの義務を果たしていることを保証するものである。

9.2 是正措置及び改善

遵守委員会は、CCSBT 規則への違反に対して CCSBT 是正措置政策を適用し、及び CCSBT の義務の遵守を促進するためのインセンティブを定める。

メンバーが主要な保存管理措置及び義務（特に漁獲管理措置及び MCS 措置）を遵守していないことについて、これを信じるに足る合理的な理由があった場合には、遵守委員会は、調査を行うよう勧告する。調査結果は、委員会によって検討される。

10.1 発展途上国であるメンバー、及び適当な場合は非メンバーによる委員会の要件の遵守への支援

遵守委員会は、委員会がメンバーに技術及び資金を提供し、当該メンバーが自らの義務を遂行するために漁業 MCS 制度の開発及び実施を行うのを支援するよう勧告する。支援には、以下に掲げる項目を含めることができる。

- 教育、訓練及び特別業務
- 技術コンサルタント
- 業務の共有
- 財政支援

遵守委員会は、途上国のメンバーと共に作業を行い、以下の事項を実施する。

- a) 途上国による CCSBT の義務の遂行を確保するためには、いかなる分野に対する支援が有益であるか特定する
- b) 支援の提供方法について特定する（例：技術向上、派遣、ワークショップなど）
- c) 途上国が委員会の要件を実施するのを支援する計画を策定及び実施する

11.1 包括的な協力

CCSBT の管理措置の広範な実施を促進するため、遵守委員会は、

- a) NCNM によるあらゆる漁獲量／死亡量を特定し、関連する主体に対して協力を求めるよう勧告する。
- b) 運搬船の旗国であって SBT の漁獲は行っていない国といったより幅広い当事者による参加及び／又は協力を得るための方法について調査し、これを勧告する。
- c) SBT に関係する重要な寄港国、市場国又は沿岸国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定する。このような国は委員会に通報され、委員会はかかる国々に対して CCSBT の管理措置への協力を要請するかどうかについて検討する。

パート 2：遵守に関する原則

この計画を実施する際には、以下に掲げる原則が決定のための指針となる。

遵守要請：メンバーは、効果的な遵守制度の実施を通じて、CCSBT の義務を遵守するよう要請されなければならない。

抑止策：IUU 漁業を発見し、処罰するための効果的な抑止策が用いられなければならない。

責任：メンバーは、世間に対して、自身の CCSBT 上の義務を果たしていることの説明責任を有しなければならない。

公開及び透明性：

- a) 遵守に関する情報が、全てのメンバーによって利用可能な状態でなければならない。
- b) 全てのメンバーが議論に参加しなければならない。
- c) 全ての遵守報告書は、可能な限り直ちに公表されなければならない（ただし、CCSBT 手続規則の規則 10 に従うことを条件とする）。

協力及び共同活動：メンバーは、共同活動等を通じて協力し、効果的な監視を推進し、かつ遵守のレベルを向上させなければならない。

インセンティブ：前向きなインセンティブによって、メンバーによる遵守制度の監視及び改善が奨励されなければならない。

効率性：遵守義務は、費用対効果があるものでなければならず、メンバーに対して不当な経費を負担させてはならない。

リスク管理：保存管理措置並びにそれを支援する制度及びプロセスの変更又は追加の決定を行う際には、リスク管理の手法が適用されなければならない。

パート 3 : 役割及び責任

メンバー

- 委員会の政策、企画及び保存管理措置の策定に関連する意思決定プロセスに積極的に参加する。
- 義務を遂行し、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を実施し、そして自国の船籍を持つ船舶及び許可蓄養場がメンバーの規則²に従うことを確保する。
- 遵守委員会に対して、措置及び義務の実施状況、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野を報告する。
- 発見された全ての重大な非遵守及び実施された改善措置について報告する。
- 委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

委員会

- 遵守計画及び「3年間の行動計画」を承認する。
- 全ての是正措置及び改善措置を決定する。
- 遵守委員会からの勧告を検討し、最終決定を下す。

遵守委員会

- 政策に関する枠組、ガイドライン及び技術的支援を勧告し、メンバーによる CCSBT 措置の効果的かつ一貫した実施を促進する。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 年次遵守リスク評価を実施する。
- 遵守に関するリスクの特定に基づき、「3年間の行動計画」(別添 1)をレビューし、更新を勧告する。
- 遵守リスクに対応するべく、CCSBT の義務の追加又はその修正を勧告する。
- 監査報告をレビューし、遵守に関する監査を勧告する。
- 疑義のある重大な非遵守に対する調査を勧告し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について勧告する。

事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的であり、全てのメンバーを含む形であり、かつ透明性がある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を支援する。
- 遵守委員会のための総括及び不調和報告書を作成する。
- 遵守委員会に対して、遵守/MCS に関する政策、計画、ガイドライン及び業務についての助言を行う。

² 「規則」には、法令、許認可の条件を含む。

パート4：計画の実施及びレビュー

実施責任

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、この計画の実施運用についての責任を有し、これには、以下の事項が含まれる。

- 年次遵守リスクレビュー
- 「3年間の行動計画」の3年に一度のレビュー及び更新

遵守委員会は、委員会によって検討され決定されるよう、行動計画、新しい義務、政策、その他の行動に関する勧告を行う。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに遵守政策に関する助言を行う。

レビュー

CCSBT 戦略計画がレビューされた場合には、委員会は直ちに遵守計画をレビューする。「3年間の行動計画」（別添1）は、遵守委員会によって少なくとも3年に一度レビューされる。

別添 1. 3年間の行動計画（2018 - 2020年）

この計画は、2018－2020年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

2010年10月の拡大委員会（EC）は、遵守委員会は同委員会がリスク評価に基づいて特定する具体的な遵守に関するリスクの管理を特に重視すべきことに合意した。

CC 11は、過去に特定された遵守リスクのレビューを行い、2018 - 20年の遵守行動計画（CAP）を策定する際に考慮されるべき改定遵守リスクリストを以下のとおり策定した。掲げられたリスクの順序に特別な意味はない。

- 1) CDSの非遵守又は不完全な実施
- 2) CCSBTの合意された保存管理措置にかかるメンバーの不完全な実施
- 3) SBT死亡量の不完全な報告及び国別配分量に対するSBT死亡量（遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量）の不完全な計上
- 4) 転載（港内及び洋上の両方）に伴うリスク（製品の追跡の困難性、製品の無許可持込みの防止、及び洋上において製品が転載される際の違反を確認する（SBTの種同定を含む）転載オブザーバーにかかる制約を含む）
- 5) 別魚種（SBT以外の魚種）として水揚げされるSBT
- 6) 非協力的非加盟国（NCNM）によるSBTの漁獲
- 7) CCSBTのCDS文書の提出に協力しないSBT市場の拡大
- 8) SBT以外の種（海鳥を含む）の混獲にかかる不完全又は不正確な報告
- 9) 機密上の制約及び／又は関連するデータ交換／協力協定がないことによる、一部のRFMOとの関連する遵守情報の相互共有にかかる限定的な能力
- 10) 法的拘束力のある及び勧告されているERS措置に関する船団の遵守状況にかかる限定的な情報

表 1 では、プロジェクト行動事項を列記している。次ページ以降の表 1 中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

表 2 では、継続的な維持管理行動事項を列記している。

表 1 : CAPプロジェクト行動事項

ゴール8 - 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.2 MCS 戦略を 策定し実行する	1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、最も遵守リスクの高い分野を特定する。	メンバー	継続		
	2	遵守計画のレビューを行う。	メンバー/ 事務局			
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務)	3a	CDS 決議に関して、 a) CDS 決議改正案 (2016 年) における未解決の課題について、2018 年の休会期間中に引き続き対応していくことが合意された。これらの課題が解決されなかった場合は、2016 年の決議改正案を否決するかどうかについて検討するとともに、合意済みの修正部分 (及び/又は追加的な提案) を特定し、これを新たな CDS 決議改正案に取り入れるかどうかについて決定する。	メンバー			
	3b	b) 既存の制度のレビューを行いつつ、CDS 決議に関する将来的な作業の優先順位、特に CCSBT として将来的な eCDS の導入費用の削減をどのように計画するのか、及び導入開始の時期について決定し、これを文書化する。	メンバー			

表 1 : CAPプロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り (続き)						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.3 遵守を強化 する (MCS 制度 及び業務) (続き)	4a	VMS 情報に関して、 a) 既存の CCSBT 保存管理措置を強化するために必要となる CCSBT の VMS 取決めの強化にあたり、例えば操業データ (CDS 及び転載データを含む) に対して VMS データを突き合わせる能力など、情報のギャップがある分野を特定する。	メンバー/ 事務局			
	4b	b) 上記 a) により特定された情報のギャップに対応するためにメンバーの VMS データが利用可能となるよう適切な VMS 取決めを決定し、これを導入するとともに、CCSBT の VMS 決議のレビューを行い、適切にこれを改正する。	メンバー/ 事務局			
	5a	以下の CCSBT 決議について、適当な場合はこれのレビューを行い、改正する。 a) 港内検査の最低基準に関する決議	メンバー/ 事務局			
	5b	b) CCSBT の IUU 船舶リスト決議 (特に、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類 RFMO/関連する機関との相互掲載の実施を促進するための相互掲載規定)	メンバー/ 事務局			
	6	海鳥混獲緩和措置の効果的なモニタリングのオプション (港内検査の実施時を含む (メンバー)、及び転載監視計画の一環として (事務局)) を検討する。	メンバー/ 事務局			

表 1 : CAP プロジェクト行動事項 (続き)

ゴール 8 - 監視、管理及び取締り (続き)						
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
8.5 遵守に関するデータの交換	7	CCSBT の MCS に関する情報収集及び共有政策 (遵守政策ガイドライン 4) に、IUU 漁業の特定に資する利用可能な情報/機密情報を適時的かつ安全な形で事務局及び/又はメンバーと共有することができる効果的なプロセスが含まれるよう確保するため、これをレビューする。	メンバー/ 事務局			
8.7 調査及び開発	8	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者が SBT (特に一次処理されたもの) を同定するのを支援するための新技術及びツール (特にまぐろ類の種同定のために現場で使用可能な遺伝子検査キットの有効性及び利用可能性に関する開発状況) に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。	メンバー			

表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール9 – メンバーの義務						
全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
9.1 メンバーの 制度及びプロセスを 監査する	9a	各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムの実施を継続する。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別な QAR を実施する。 a) i) 全メンバーに対する最初の QAR ラウンドが完了するまで、各年に最低1カ国の QAR を実施する。 ii) 事務局に対し、将来的には既存の QAR プロセスと併せて活用するものであって、独立的に実施される可能性もある、遵守上重要な問題であるかどうかを判断するための CCSBT 遵守評価プロセス（及び関連する措置）について調査し、これを立案するよう要請する。	メンバー/ 事務局			
	9b	b) 全メンバーにおいて最初の現地 QAR ラウンドが完了した後、得られた情報の価値及びメンバーによってとられたあらゆる是正措置に関するレビューを行い、QAR プロセスを継続するかどうかについて決定する。	メンバー			
	9c	c) QAR を新たなラウンドにより継続する場合、 i) 以下を明示するため、QAR の付託事項を適切にレビューし改正する。 - 将来の QAR において評価されるべき CCSBT 措置 - 将来における QAR 総括情報のプレゼンテーションに関する簡潔なフォーマット ii) 対象を絞った ³ 特別な QAR の実施が必要かどうかを決定する。	メンバー/ 事務局			
9.2 是正措置及 び改善	10	特定された非遵守事例（全世界の SBT の TAC に関するもの以外）及びこれに対してとられた是正措置の記録を公開するために是正措置政策をさらに改正すべきかどうかについて検討及び決定する等、是正措置政策の見直しを行う。	メンバー/ 事務局			

³ 「対象を絞った」 QAR は、特定のメンバーの制度及びプロセスに関する懸念があり、当該メンバーが対象を絞った特別な QAR に参加するよう指名された場合に実施することができる。

表1：CAPプロジェクト行動事項（続き）

ゴール10 – 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任	2018	2019	2020
10.1 遵守支援	11	発展途上国であるメンバーを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性にかかるターゲット分析及び遵守「ミッション」	メンバー／事務局	要請に応じて		

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り 統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.1 合意された MCS 措置を実 行する	12	採択された決議及び決定の実施を継続する。	メンバー/ 事務局
	13a	以下を管理・強化する。 a) 合意済みの保存管理措置のリスト	事務局
	13b	b) 策定済みの最低履行要件 (MPRs)、特に既存の決議が改正された場合における所定の報告措置、並びに新たに採択された決議 (例えば大型流し網漁業に関する決議) に関する新たな MPR の策定	事務局
	13c	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告書テンプレート	事務局
	14	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局
8.3 遵守を強化 する (MCS 制 度及び業務)	15	他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。	事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ゴール 8 – 監視、管理及び取締り (続き)			
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
8.4 SBT 市場の 拡大を監視する	16	SBT の新市場に関する定期的なモニタリング (SBT 貿易 / 市場データのレビュー及びトレンド分析を含む)	メンバー / 事務局
8.5 遵守に関する データを共有する	17	漁獲量及び漁獲努力量データ、及び IUU 漁業の特定に資する利用可能なあらゆる情報 / 機密情報を共有する。	メンバー / 必要に応じて事務局
8.6 事務局による MCS 業務	18	MCS データを分析し傾向を報告する (毎年)。また、提出されたデータに基づき、MCS 措置の有効性にかかる評価を報告する。 こうした分析には、SBT 以外の混獲情報の収集及び提出に関して確認されたあらゆる非遵守に関する年次総括を含むべきである。	メンバー / 事務局
	19	WCPFC の ROP 転載オブザーバーの相互承認を含め、全ての転載オブザーバーが CCSBT の義務についての訓練を受けていることを確保する (SBT を含む転載である場合)。	Secretariat 事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ゴール9 – メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBT の規則を遵守する			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
9.2 是正措置及 び改善	20	CCSBT ウェブサイトの公開エリアにおいて、全世界の SBT の TAC に かかるメンバー／CNM の国別配分量に関する非遵守事例、及び関連す るメンバー／CNM によってとられた是正措置の詳細をアップデートす る。	事務局

ゴール10 – 途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
10.1 遵守支援	21	MCS 制度に関するベスト・プラクティス及び情報の特定及び共有を継 続する。	メンバー／ 事務局

表 2 : CAP 毎年の継続的な「維持管理」行動事項 (続き)

ール11 - CCSBT への参加			
寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。			
遵守計画 戦略 No.	事項番号	優先行動	責任
11.1 包括的な 協力	22	貿易及び市場分析により、並びにメンバーから提供される全ての情報（例えば IUU 漁業に関する証拠）を用いて、協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。	メンバー/ 事務局
	23	適当な場合は、当該国を委員会に通報する。	メンバー/ 事務局

1.1 国別配分の遵守（決定）

名称： この措置の公式名称は存在しないため、「国別配分の遵守」を用いる。

リンク: https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Allocation.pdf

https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Limited_Carry_forward.pdf

国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）にかかる共通の定義に関する決定及び帰属 SBT 漁獲量の定義の実施に関する原則及び行動ポイントは、CCSBT 21 報告書パラグラフ 50–53 のとおりである。

https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_21/jp_report_of_CCSBT21.pdf

注：この措置に関連する義務は、拡大委員会（EC）の定期的な決定に従う。限定的繰越しのプロセスはメンバーのみが利用可能であり、CNM は利用することができない。

CCSBT は、全世界の総漁獲可能量の国別配分量に対して計上されるメンバー／CNM の「漁獲量」を「帰属 SBT 漁獲量」と呼称すること、及び帰属 SBT 漁獲量は以下のとおり定義されることに合意している。

メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量¹であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

- 商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

¹ 船舶が他のメンバー又は CNM の個人又は主体により用船されている場合であって、その漁獲量が当該メンバー又は CNM に帰属される場合を除く。

1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
<p>i. 各メンバー及び CNM は、ある割当年における総帰属 SBT 漁獲量が、当該年に関して EC が予め決定した有効漁獲上限²に、そのメンバー／CNM が未漁獲の国別配分量として当該年に公式に繰り越した一切の数量を加えた数量（すなわち総漁獲利用可能量）を超えてはならないことを確保するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各メンバー／CNM の総「帰属 SBT 漁獲量」が、関連する期間におけるメンバー／CNM の総漁獲利用可能量³を超えないことを確保するための規則を整備する。 2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 毎年の漁獲取決めを実施する。これには、以下に掲げるものが含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> i. 会社、漁獲枠所有者又は船舶ごとの配分量の特定 ii. 全ての漁獲量の毎日の記録に関する取決め iii. 大型まぐろはえ縄船からの漁獲量の各週報告、及び沿岸漁船からの漁獲量の各月報告 b. 漁業に関連する全ての SBT 死亡を監視する。 c. 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の正確さを確保する。これには、以下に掲げるものが含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> i. 漁業を行うメンバーについては、当該メンバーの漁船によって漁獲された SBT に対する物理的検査体制 ii. 蓄養を行うメンバーについては、SBT 漁獲物の重量の推定に用いた手法の監視及び必要に応じた調整／再較正 3. 漁業に関連する全ての SBT 死亡が、毎年、拡大科学委員会（資源評価分析に含めるため）及び委員会に報告される。 4. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを適用する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 毎年の漁獲取決めの遵守状況を監視する

² 有効漁獲上限とは、メンバーの国別配分量に、当該国別配分量の短期的な変更（例えば一時的な移譲）として合意された数量を加減した数量である。

³ 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
	b. 必要な場合には、制裁又は是正措置を科す
<p>ii. 拡大委員会が別の決定を行わない限り繰越しの手続きが適用されない状況にある場合⁴を除き、メンバーの年間総漁獲利用可能量において未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。しかしながら、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、繰り越される漁獲枠が生じた年におけるメンバーの有効漁獲上限の 20% を超えてはならない。</p> <p>iii. ある年のメンバーの総漁獲利用可能量は、当該割当年における同国の国別配分量に、直前の割当年における同国の国別配分量の 20% に相当する数量を加えた数量を超えてはならない。</p>	<p>1. 繰越措置を採用することを決定するメンバーは、以下に掲げる事項を実施する（特定の年において繰越が行われたかどうかは問わない）。</p> <p>a. 以下に掲げる事項を確実に実施するべく、運用制度及びプロセスを整備しなければならない。</p> <p>i. 繰越について事務局に通報する前に、正確で、確認済みで、頑健な国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の確定値が利用可能となる。</p> <p>ii. 繰越措置の採択及び利用に関する報告が、総漁獲利用可能量の計測及び確認に関する説明文とともに、拡大委員会への年次報告書に含まれる。</p> <p>b. 次の割当年に未漁獲の配分量を繰り越す意向を有するメンバーに関して、事務局長は、事務局からの確認要請の受領後 90 日以内に、新たな割当年における修正された総漁獲利用可能量 3 とともに、終了した割当年におけるメンバーの総帰属 SBT 漁獲量（原魚重量による）について公式に通報を受ける。</p>

⁴ こうした状況には、a) 「例外的状況」が生じており、拡大委員会（EC）が 3 年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合、b) EC が 3 年間のクォータブロック内において 1 以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合（関連するメンバーのみ繰越しを行うことができない）、c) より低い全世界の TAC を管理方式が勧告した場合又は EC が決定した場合、又は d) 2017 年漁期又はそれ以降に国別配分量を超過した場合であってそれらの漁期の超過漁獲分を返済していない場合が該当する。

1.1 国別配分の遵守	
義務	最低履行要件
<p>iv. 未漁獲分の割当量の繰越しを行うことを選択したメンバーは、事務局からの要請⁵の受領から 90 日以内に、事務局に対してこれを確認するものとし、この確認には、新たな割当年における修正された総漁獲利用可能量を含むものとする。</p> <p>v. メンバーは、当該割当年における当該手続きの実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、手続きの利用状況について報告するものとする。</p>	

⁵事務局は、メンバーに対し、割当年の終了時点において、未漁獲分の割当量を次の割当年に繰り越すかどうかについての意向を確認することとされている。

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称: 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート⁶

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手続規則 10
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf
- ii. CC7 報告書パラグラフ 26（及び別紙 5）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 5 (a)
https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_VMS.pdf
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 31
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Transhipment.pdf
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf
- vi. みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議 パラグラフ 1 及び 2
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Reporting_on_all_Sources_of_Mortality.pdf
- vii. CC7 報告書パラグラフ 25（及び別紙 5）（全ての死亡要因の推定値に関する最良の推定値）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_C7.pdf

⁶ 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能である: https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告

義務	最低履行要件
<p>i. 各メンバーは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレートに従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。</p>	<p>1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。</p>
<p>ii. 各メンバーは、自国の遵守委員会及び拡大委員会に提出する報告書の詳細を改善し続けなければならない。かかる報告書は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。</p> <p>iii.</p>	
<p>iv. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション II (1)(d) : VMS を完成する。</p>
<p>iv. メンバーは、遵守委員会年次会合の 4 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前漁期の洋上及び港内における SBT 転載数量 ○ 前漁期に洋上及び港内において転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト ○ 前漁期に LSTLVs から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書 	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション II (3)(a) i – iii を完成する。</p>
<p>v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション III (2)(a) - (c)</p>

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告

義務	最低履行要件
<p>関連種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。</p> <p>vi.</p>	<p>を完成する。</p>
<p>vi. 全てのメンバーは、みなみまぐろの全ての死亡要因にかかる数量にかかる正確かつ完全なデータを報告する。メンバーが完全かつ正確なデータを提供することができない場合は、遊漁漁獲量及び投棄量を含む全てのみなみまぐろの死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。</p>	<p>1. 年次国別報告書テンプレート⁶のセクション III (3) を完成する。</p>

是正措置に関する政策 遵守政策ガイドライン3

(第25回委員会年次会合(2018年10月15-18日)において改正)

1. はじめに

この遵守政策は、CCSBT 戦略計画の戦略 9.1 (ii)¹ を実施するための方向性や指針を提供するものである。

CCSBT 規則違反に対して CCSBT の是正措置政策を適用するとともに、遵守を促進するためのインセンティブを定める。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれる。

2. 政策の目的

この政策の目的は、委員会の安定性及び求心力を維持する方法で、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーによる非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。初期の対応は、メンバーが CCSBT の義務を効果的に遵守する能力を有するのを支援することに焦点を合わせている。

3. 是正措置に関するガイドライン

メンバーの義務に対する非遵守は、以下に掲げる 3 つの主要な要因によって発生し得る。

- 行政上の過失 (義務を裏付ける効果的な制度及びプロセスの不十分な履行等)
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

非遵守の証拠があった場合において、是正措置の勧告を決定するに当たって、以下に掲げるガイドラインが適用される。

¹ これは、遵守計画案における「9.2 是正措置及び改善」に該当する。

1. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの単一年又は複数年の国別配分の制限量を超過した分については、第一に、委員会が決定した期間において1:1の割合で返済されなければならない。特別な加重要件が存在する場合には、より高い比率の漁獲枠の返済を決定することができる。また、2017年以降の漁期において、メンバーがこれらの漁期における制限量の超過分を返済することなく当該メンバーの国別配分量を超過した場合、
 - 当該メンバーは、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、こうした超過漁獲量が返済されるまで、CCSBTの「みなみまぐろの年間総漁獲利用可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議」に規定される繰越し措置を適用しないものとする。
 - 当該メンバーは、拡大委員会による他の合意がある場合を除き、こうした超過漁獲量が返済されるまで、当該メンバーの有効漁獲上限²を増加させる資格を有しない³。
2. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
3. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る。
4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBTの義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

4. 意志決定プロセス

遵守委員会

遵守委員会は、潜在的な非遵守及び全ての必要な是正措置を検討するに当たり、以下に掲げる事項を実施することができる。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価

² 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された一切の短期的な変更（例えば一時的な移譲又は漁獲枠の返済）にかかる調整を加えた数量である。

³ メンバーの国別配分量は増加され得るが、当該メンバーの超過した漁獲量が全て返済されるまで、当該増加分を利用することはできない。例えば国別配分量が100トン増加された場合であっても、その時点では有効漁獲上限は増加されないため、（さらなる超過漁獲量があれば）2年間で200トンの超過漁獲量が返済される形となる。

- メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の勧告。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- メンバーが提案している改善措置の検討
- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策ガイドラインに基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

メンバーには、CCSBT 上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成に向けて遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告することができる。遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- 遵守委員会報告書の検討
- 結果（是正措置）に関する当該メンバーとの協議

5. 是正措置のリスト

遵守委員会が勧告する是正措置には、具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるものを含めることができる。

1. 遵守支援／キャパシティ・ビルディング計画
 - 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
 - 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
 - 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
 - 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信
2. 漁獲枠の返済
3. 国別漁獲配分の削減

4. 監視要件の強化

- オブザーバーの配置
- 検査に関する要件の増加
- VMS の報告頻度の増加
- 転載又は水揚げに関する規制

5. 公表

事務局長は、CCSBT ウェブサイトの公開ページ上において、以下に関する記録を維持するものとする。

- 全世界の SBT の TAC にかかるメンバーの国別配分量に関するあらゆる非遵守事例、及び非遵守に対応して関連するメンバーが行った是正措置
- 拡大委員会によって合意されたその他の CCSBT の義務に関する重要な非遵守事例であって是正措置の対象となった事例、及びこれに関連して行われた是正措置

6. 国際法と統合的な貿易又は市場規制

6. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 遵守委員会からの勧告の検討● 調査の開始● 是正措置の決定
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● メンバーの遵守状況の監視● 非遵守の証拠の評価、メンバーからの意見の検討● 是正措置についてのメンバーからの提案を検討● 必要に応じた以下の勧告<ul style="list-style-type: none">○ 独立調査○ 漁獲枠返済の期限○ 1:1 より大きい比率の漁獲枠返済○ 是正措置● 政策のレビュー及び改正勧告
事務局	<ul style="list-style-type: none">● ウェブサイトに政策及び報告書を掲載
メンバー	<ul style="list-style-type: none">● 非遵守の証拠の調査● メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処

7. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から5年ごとにレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

**MCS に関する情報収集及び共有
遵守政策ガイドライン 4**

(第25回委員会年次会合 (2018年10月18日) において改正)

1. はじめに

この政策の全体を通して、委員会との文言には拡大委員会が含まれ、メンバーとの文言には拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれる。

2. 政策の目的

この政策の目的は、

- a) 関連するメンバー間
- b) 寄港国と関連するメンバーとの間
- c) 市場国と関連するメンバーとの間
- d) 事務局との間

における、機密が保持されかつ迅速な MCS 情報の共有を促進することである。

3. 政策提言

全てのメンバーは、以下に掲げる事項を実施することが期待される。

- a) 他のメンバーの国内漁業当局及び事務局との迅速な関連する MCS 情報の共有
- b) MCS を目的として全メンバーと共有し得る最新の連絡先リストの事務局への提出
- c) 船舶が SBT に関する IUU 漁業又は漁業関連活動に関与したことを疑う根拠がある場合の検査の実施及び関連するメンバーとの港内検査に関する情報の共有
- d) 関連する／適当なメンバーとのその他の港内検査情報の共有
- e) メンバーが SBT 管理体制の完全性を確保するために受領を希望する情報に関連する非メンバーである寄港国、沿岸国及び／又は市場国への通知
- f) 付属書 I の情報の機密保持及び利用に関するガイドラインの遵守

日常的な航空機による取締り、港での検査、洋上検査、市場監視及びその他の情報源 (AIS 等) 又は調査から得られた情報は、必要に応じて関連するメ

ンバーと共有されることが意図される。メンバーは、非遵守の可能性を示唆する情報を受領した際はこれに対応し、また、実施した対応についての情報を、メンバー、寄港国、沿岸国又は市場国に対して通報することが期待される。

MCS 情報の共有を奨励するため、遵守委員会は以下に掲げる事項を実施することができる。

- i) メンバー及び寄港国、沿岸国及び市場国によって収集及び共有される MCS 情報の特定
- ii) 当該情報を収集及び共有するための標準化フォーマットの勧告
- iii) 情報の機密性を確保するためのガイドラインの提供及びレビュー
- iv) 事務局に対して、必要に応じて事務局が受け取る可能性のある情報に対して分析を行い、あらゆる傾向又は不自然な変化について報告を行うよう要請

上記の事項 i) – iv) に関する遵守委員会からの指示がない場合、メンバーは、必要に応じて、ケースバイケースにより、メンバー間及び事務局との間で MCS 情報の共有を行うべきである。

メンバーは、既存の MCS ネットワークに参加することが奨励される。これには、既存の二国間の取決め及び国際的なネットワーク（例：国際的な監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）など）に基づくものが含まれる。事務局は、必要に応じてまぐろ遵守ネットワーク（TCN）を通じて他のまぐろ類 RFMO との協力及び連絡調整を行う等、引き続き TCN に積極的に参加すべきである¹。

長期的には、メンバーと他の RFMO のメンバーとの正式な遵守ネットワークを創設しなければならない可能性がある。正式な遵守ネットワークには、情報提供義務及び受領した情報への応答義務が含まれ得るとともに、公権力の相互行使が含まれる可能性がある。

¹ TCN が機能し続ける限りにおいて。

4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 遵守委員会からの勧告の検討
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● 収集及び共有される標準化 MCS 情報の勧告● 情報の機密性に関するガイドラインの提供及びレビュー● 政策のレビュー及び改正
事務局	<ul style="list-style-type: none">● 機密が保持される形での情報の交換経路の提供● 機密上の制約の範囲内での事務局が受領する情報の分析、及び傾向・変化の報告
メンバー	<ul style="list-style-type: none">● 機密が保持された形での、かつ可能な限り迅速な関連加盟国との情報共有

5. 政策のレビュー

この政策は、直近の改正から5年目にレビューするものとする。委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

付属書 I : MCS 情報の機密保持及び利用に関するガイドライン

1. MCS 情報は、機密扱いとされ、本政策によって認められた場合のみ提供又は利用され得る。
2. 事務局は、
 - 情報を提供したメンバーが許可した場合に限り、事務局が受けとる MCS 情報の共有を行うことができる。
 - MCS 情報の提供先について、関連するメンバー及び／又は必要な場合は情報提供を行ったメンバーが指定したメンバーに限定することができる。
3. 他のメンバーから MCS 情報を受けとるメンバーは、当該情報の機密を保持し、本政策が定める場合を除き、当該情報を利用することはできない。特に、MCS 情報を受けとるメンバーは、本付属書パラグラフ 4 に規定する目的においてのみ、当該情報をメンバーの代表者及び公務員に対して提供することができる。
4. メンバーは、CCSBT 保存管理措置の遵守状況をモニタリングするため
にのみ、MCS 情報を利用することができる。

遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(第25回委員会年次会合 (2018年10月18日) において修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・協力的非加盟国 (以下 CNM) (すなわち、EU 及びフィリピン) は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度 (割当年度を有しない場合は、暦年) を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。提出時点の漁期に関しても、既に当該漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される (CCSBT21 より以前には不要であると思われる)。

目次

I. MCS 改善事項のまとめ	2
(1) 今漁期に実現した改善事項	2
(2) 今後予定されている改善事項	2
II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め	2
(1) みなみまぐろ漁業	2
(2) SBT の曳航、いけすへの移動、いけす間の移動 (蓄養のみ)	5
(3) SBT の転載 (港及び洋上)	6
(4) 国内産品の水揚げ (漁船及び蓄養場)	7
(5) SBT の輸出	8
(6) SBT の輸入	9
(7) SBT の市場	9
(8) その他	9
III. 追加の報告要件	10
(1) 実施している CDS 監査の種類及びカバー率	10
(2) 生態学的関連種	10
(3) 過去の SBT 漁獲量 (保持・非保持)	11

I. MCS 改善事項のまとめ

(1) 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実施した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

(2) 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

II. SBT 漁業及び MCS に関する取決め

(1) みなみまぐろ漁業

(a) 過去3 漁期について、各漁業種類（例：許可商業はえ縄、許可商業まき網、許可商業用船船団、許可国内船団）ごとに、SBT を漁獲した船の隻数を記入すること。

漁期 (例： 2011/12)	漁業種類1 (漁業種類名を記入)	漁業種類2 (漁業種類名を記入)	漁業種類3 (漁業種類名を記入)
	隻数	隻数	隻数

(b) 以下の2 つの表に、有効漁獲上限、繰越しの量、及び各漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内船団、遊漁、慣習的及び／又は伝統的漁業及び沿岸零細漁業など。放流量及び／又は投棄量を含む）ごとの配分量に対して計上された総 SBT 死亡量を記入すること。全ての数字をトン数で記入すること。

A	B	C	D	E	F	G
漁期	有効漁獲 上限 ¹	当漁期に繰 り越された 漁獲枠	総漁獲利用 可能量	メンバーの 国別配分量 に計上され る死亡量の 総計	メンバーが 次漁期に繰 り越す未漁 獲量の合計 ²	国別配分量の 利用量 ³

¹ 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整を加えた数量である。例として CCSBT 24 報告書パラグラフ 87 の表 1 (3) を参照されたい。

² この数量は、繰り越される漁獲枠が生じた年のメンバーの有効漁獲上限の 20 % を超えてはならない。

³ (G) 欄の数字が (D) 欄の総漁獲利用可能量と同じである場合、メンバーの国別配分量は完全に利用されていることとなる。(G) 欄が総漁獲利用可能量を下回っている場合は国別配分量を十分に活用しておらず、逆に上回っている場合は総漁獲利用可能量よりも過剰に利用していることとなる。

漁業種類 1: [漁業種類名を記入]		漁業種類 2: [漁業種類名を記入]		漁業種類 3: [漁業種類名を記入]		漁業種類 4: 投棄量	
国内配分量	死亡量 (トン)	国内配分量	死亡量 (トン)	国内配分量	死亡量 (トン)	国内配分量	死亡量 (トン)

(c) SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及び IQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

(d) 下表に漁獲量の監視方法の詳細に記入すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、セクション 2 に報告される曳航船は含まれない）。

監視方法	説明
日次ログブック	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、日次ログブックを実施する SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。 iii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナマガロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否か。従ったものとなっていない場合は、その内容について説明すること。 iv. ログブックに記録された ERS の情報。 vi. ログブックの提出先⁴。 vii. 提出スケジュール及び方法⁵。 viii. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業のタイプ。 ix. 適用される法令及び処罰。 x. その他関連する情報⁶。

⁴ 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること。

⁵ 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

⁶ ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

追加的な報告方法 (例: RTMP 等)	<p>複数の報告方法がある場合 (例: 日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等) は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務要件であるか否か。義務でない場合は、追加的な報告の対象となる SBT 漁業の割合を示すこと。 ii. 記録された情報 (SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む)。 iii. 報告の提出先と提出元 (例: 船長、水産会社等)⁴。 iv. 提出期間及び方法⁵。 v. この情報に対して定期的に行った確認 (checking)、検証 (verification) 作業。 vi. 適用される法令及び処罰。 vii. その他関連する情報⁶。 																																																	
科学オブザーバー	<p>記入事項</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 各漁業種類 (例: はえ縄、まき網、商業用船、国内船団) について、過去 3 漁期において、観察された SBT 漁獲量及び努力量の割合、並びにオブザーバーが実際に配乗された総日数。努力量の単位は、はえ縄は釣釣数、まき網は投網数、曳航は曳航回数とすること。 <table border="1" data-bbox="400 1043 1386 1303"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁期 (例: 2011/12)</th> <th colspan="3">漁業種類 1</th> <th colspan="3">漁業種類 2</th> <th colspan="3">漁業種類 3</th> </tr> <tr> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> <th>観察努力量 (%)</th> <th>観察漁獲量 (%)</th> <th>配乗日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ii. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。 iii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否か (オブザーバーカバー率を除く)。従ったものとなっていなかった場合は、その内容を記入すること。さらに、他国とのオブザーバー交換があったか否か。 iv. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。 v. オブザーバー報告書の提出先。 vi. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。 vii. その他関連する情報 (改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む)。 	漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3			観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																														
漁期 (例: 2011/12)	漁業種類 1			漁業種類 2			漁業種類 3																																											
	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数	観察努力量 (%)	観察漁獲量 (%)	配乗日数																																									
VMS “ii”の事項は、 「CCSBT 漁船監	<p>記入事項</p> <p>メンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する漁船に関して、</p>																																																	

視システムの創設に関する決議」上の要件となっている	<p>i. CCSBT の VMS 決議に従い、義務付けされた VMS が運用されたか否か。運用されなかった場合は、非遵守の詳細、今後の改善計画を記入すること。</p> <p>ii. 直前に終了した漁期について、以下を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自国籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって、自国の VMS への報告が義務付けられたものの数。 <ul style="list-style-type: none"> 1) FV 2) CV • 自国籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって、自国の VMS に実際に報告したものの数。 <ul style="list-style-type: none"> 1) FV 2) CV • VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった行動。 • 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置 (緯度及び経度) 及び VMS が稼動していなかった期間を報告すること。 • VMS が故障した場合の手作業による報告手続 (例: 「4 時間ごとに手動で位置報告を行う」)。 • CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b) に基づいて調査が行われた場合、その詳細、並びにその後に取られた行動及び現時点までの進捗状況を記入すること。 <p>iii. 適用される法令及び処罰。</p>
洋上検査	<p>記入事項</p> <p>i. 洋上検査のカバー率 (例: 検査された SBT 航海のパーセンテージ)。</p> <p>ii. その他関連する情報⁶。</p>
その他 (マストヘッドカメラの利用など)	

(e) 別紙 A に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置 (懲罰的及び制裁的行動を含む) にかかるレビューの結果を報告すること。

(2) SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察 (カバー率を含む)。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム (特に SBT の死亡)。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察 (カバー率を含む)。

- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。
- iii. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認 (validating) ⁷、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報⁶。

(3) SBT の転載（港及び洋上）

(a) 「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」に準じて、以下を報告すること。

- i. 前漁期中に洋上及び港内において転載された SBT の数量。

漁期（例： 2011/12）	洋上転載された SBT 年間漁獲量の 割合	港で転載された SBT 年間漁獲量の 割合

- ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLV のうち、前漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。
- iii. 前漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

(b) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。
- ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。
- iii. 指定寄港国との情報共有。
- iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認 (validating) ⁷、回収するためのプロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報⁶。

(c) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

⁷ この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

- i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに (CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え) SBT の転載数量を確認 (checking)・検証 (verifying) する方法。
- ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- iii. 関連する CCSBT CDS 文書 (漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式) の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報⁶。

(4) SBT 又は SBT 製品を船上に保持する外国漁船又は運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- i. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- ii. SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。
- iii. 直近の暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が行った陸揚げ／転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を示すこと。

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ／転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ／転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ／転載作業の回数
	総数			

(5) 国内産品の水揚げ (漁船及び蓄養場)

- (a) 国内産品として水揚げされた SBT 漁獲量の大きな割合を記入すること。
- (b) SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。
 - i. SBT 水揚げ指定港に関する規則。
 - ii. SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection) (カバー率を含む)。
 - iii. SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
 - iv. SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。

- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認（validating）⁷・回収プロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報⁶。

(6) SBT の輸出

(a)

i. 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体に輸出された国産品の漁獲量、並びに国内に保持された SBT 国産品の推定漁獲量（国内漁獲量から総輸出量を差し引くことで推定可能）を示すこと（トン単位での重量、小数点第1位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

暦年 ⁸	国内消費用に保持された推定数量（国内漁獲量－輸出量）	SBT 輸出先							
		国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ii. 輸入された漁獲物のうち、再輸出された量を特定すること。

暦年 ⁸	SBT 再輸出先							
	国・漁業主体 1	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(b) SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものも含む）。以下の詳細も含めること。

- i. SBT 輸出の要件となる検査（inspection）（カバー率を含む）。
- ii. SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- iii. SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（validating）⁷・回収プロセス。

⁸ 「暦年」とは、輸出（再輸出）が行われた日付の年のことをいう。

- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報⁶。

(7) SBT の輸入

(a) 過去3 暦年について、年ごとに、各国・漁業主体から輸入された SBT の総量を示すこと（トン単位での重量、小数点第1 位まで）。この表においては、全ての重量について、原魚重量ではなく製品重量を示すこと。

漁期 (例： 2011/12)	SBT 輸入先								
	国・漁業 主体 1	：	：	：	：	：	：	：	：

(b) SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- ii. SBT 輸入の要件となる検査（カバー率を含む）。
- iii. SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細
- iv. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- v. 適用される法令及び処罰。
- vi. その他関連する情報⁶。

(8) SBT の市場

(a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。

(b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び/又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。

(c) その他関連する情報⁶。

(9) その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

III. 追加の報告要件

(1) 実施している CDS 監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 に基づき、同決議パラグラフ 5.8⁹に従って実施した監査のカバー率及び種類、並びに遵守の程度を記入すること。

(2) 生態学的関連種

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
 - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
 - サメ類保存管理のための国際行動計画
 - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種¹⁰の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置¹¹が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置
- iii. 以下の RFMO の要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - CCSBT¹²
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の要件
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の要件
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の要件

⁹ CDS 決議パラグラフ 5.8 は、「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

¹⁰ 海鳥、海亀及びサメを含む。

¹¹ これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

¹² CCSBT の現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及び ERSWG に提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

(b) 観察された ERS 相互作用の数（死亡も含める）を記載し、総死亡推定量を得るために使用したスケーリング（補正）方法を説明すること（可能な限り¹³、学名も含め種別に記載すること）。

	漁業種類1 (漁業種類名)		漁業種類2 (漁業種類名)	
直近の暦年（年を記入）				
総釣鈎数（まき網は操業数）				
観察された釣鈎数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				
前暦年（年を記入）				
総釣鈎数（まき網は操業数）				
観察された釣鈎数（操業数）の割合				
	観察された相互作用・死亡の総数			
	相互作用	死亡	相互作用	死亡
海鳥				
サメ				
海亀				

(c) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(d) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

(3) 過去の SBT 漁獲量（保持・非保持）

下表に、漁業種類（例：商業はえ縄、商業まき網、商業用船、商業国内用船、遊漁、慣習及び／又は伝統漁業及び沿岸零細漁業）ごとに、過去の SBT 漁獲量の最善の推定値（入手可能な重量及び数量）を記入すること。直近に終了した漁期の分も含めること。船上保持された SBT と保持されなかった SBT の両方を記入すること。蓄養以外の全ての漁業種類については、「保持 SBT」は船上保持された SBT を含み、「非保持 SBT」は海に戻した SBT を含む。蓄養については、「保持 SBT」は蓄養いけすに活け込みされた SBT を含み、「非保持 SBT」は曳航中の死亡を含む。可能な場合は、漁業種類ごとに、重量（トン）及び尾数の両方をブラケットで示すこと（例：[250]）。表の全ての欄に記入すること。数値がゼロの場合は、「0」と記入すること。漁業種類によっては、この表で求めている情報が得られない場合があり、不明な場合は「？」と記入すること。しかしながら、不明とするよりも可能な限り推定値を記入するほうが好ましい。不確実性が高い推定値を記入した欄は薄灰色の影をつけること。推定手法は、表の後に説明すること。

¹³ 特定の種に関する情報がある場合は、関連する海鳥、サメ及び／又は海亀の小項目の下に追加の行を挿入して記載すること。

CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。